

平成28年12月第7回互理町議会定例会会議録（第3号）

○ 平成28年12月8日第7回互理町議会定例会は、互理町役場仮設庁舎大会議室に招集された。

○ 応招議員（17名）

1 番 鈴木 高行 2 番 渡 邊 重 益

3 番 小 野 一 雄 4 番 佐 藤 邦 彦

5 番 小 野 典 子 6 番 高 野 進

7 番 安 藤 美重子 8 番 渡 邊 健 一

9 番 高 野 孝 一 10番 佐 藤 正 司

12番 大 槻 和 弘 13番 百 井 いと子

14番 鈴 木 邦 昭 15番 木 村 満

16番 熊 田 芳 子 17番 佐 藤 ア ヤ

18番 佐 藤 實

○ 不応招議員（0名）

○ 出席議員（17名） 応招議員に同じ

○ 欠席議員（0名） 不応招議員に同じ

○ 説明のため出席した者の職氏名

			副 町 長	
町 長	齋 藤 貞		企画財政課長	三戸部 貞 雄
			事務取扱	
総務課長	阿 部 清 茂		企画財政課	関 本 博 之
			財務班長	
企画財政課			企画財政課	
企画班長	宍 戸 和 博		復興管理班長	南 部 浩 秀
用地対策				
課 長	山 田 勝 徳		税 務 課 長	西 山 茂 男
町民生活				
課 長	南 條 守 一		福 祉 課 長	佐 藤 育 弘
被災者支援				
課 長	吉 田 美和子		健 康 推 進	
			課 長	岡 元 比呂美
農林水産				
課 長	齋 藤 幸 夫		商 工 観 光	齋 義 弘
			課 長	
都市建設			復興まちづくり	
課 長	佐々木 人 見		課 長	袴 田 英 美
上下水道				
課 長	川 村 裕 幸		会 計 管 理 者	牛 坂 昌 浩
			兼会計課長	
教育長	岩 城 敏 夫		教 育 次 長	鈴 木 邦 彦
			兼学務課長	
生涯学習			農 業 委 員 会	
課 長	佐 藤 和 江		事 務 局 長	菊 地 和 彦
選挙管理委員会				
書記長	阿 部 清 茂		代 表 監 査	澤 井 俊 一
			委 員	

○ 事務局より出席した者の職氏名

事務局長 渡 辺 壮 一 庶務班長 伊 藤 和 枝

主 事 櫻 井 直 規

議事日程第3号

〔議事日程表末尾掲載〕

本日の会議に付した案件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

午前10時00分 開議

議 長（佐藤 實君） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議 長（佐藤 實君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、14番 鈴木邦昭議員、15番 木村 満議員を指名いたします。

日程第2 一般質問

議 長（佐藤 實君） 日程第2、一般質問を行います。

昨日に引き続き、質問を継続いたします。

通告者は、お手元に配付してあるとおりであります。

順次発言を許します。

14番、鈴木邦昭議員。登壇。

〔14番 鈴木邦昭君 登壇〕

14番（鈴木邦昭君） 14番鈴木邦昭でございます。

通告に従いまして、1項目めはいちご団地補修整備について、2項目めは既存学

校施設再生整備についての2項目を質問させていただきます。

まず、1項目め、東日本大震災でいちご農家は大きな被害をこうむったわけですが、平成25年9月町内3カ所に、東北最大級となるいちご団地が完成したわけですが、これは、国の東日本大震災復興交付金などを活用して、いちごハウスを建設し、イチゴ農家の方々は大変喜んでいただけましたが、3年経過しましたが、ハウスの至るところで地盤沈下したため、ドアのレールが曲がったり、それからドアが途中までしかあかないと、そういったところや、要するに全開しないということですね。それから地盤なのでこぼこが激しいと。このでこぼこで、イチゴの運搬時、イチゴに傷がついて、売り物にならなかったと、こういう声もございました。

この件に関して、本町として補修整備することについてどのように考えているのか、補修整備する考えはないか、伺います。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 亶理町いちご団地につきましては、今さら申すまでもないんですけども、国の東日本大震災復興交付金を活用しまして、町内3カ所に整備したものでございます。復興交付金の制度要綱上、町が事業実施主体となり、整備を進めてまいりましたが、本来は各種の農業用施設の整備事業につきましては、農業者もしくは農業者団体が事業実施主体となりまして、最低でも農業者の50%程度の自己負担が伴うのが通常であります。この事業のように、町が事業実施主体となりまして、農業用施設という財産を持ち、農業者においては自己負担がなく、さらには農業用施設の無償貸与を受けるという事業は、大震災ということがありますが、極めて特殊、異例な事業でございます。

現在、亶理町いちご団地におきましては、沈下による不陸等のふぐあいが生じている件に関しましては、もちろん承知しております。そしてまた、危惧しているところでございます。ほとんどの団地入植者は、被災の程度も著しく、生活再建も中途にある方が多いというふうに認識しております。

しかしながら、いちご団地を全体的に見ますと、生産量あるいは所得も順調に推移している状況下で、沈下による不陸等のふぐあいが原因で生産量が激減していることはないかと推測しております。繰り返しになりますけれども、いちご団地内の施設につきましては、団地入植者は自己負担がなく、農業用施設を無償貸与を

受けていること、さらには国の交付金、多額の税金が投入されていることを考えますと、これ以上町の一般財源、町の税金を投入するということは極めて難しい状況であるというふうに考えております。

今後は、ふぐあいの状況も団地内でかなりのばらつきがあるという状況ですので、団地入植者同士の相互協力も含めまして、亘理町いちご団地管理組合が中心となりまして、団地入植者の自助努力でもって修繕・補修を実施していただきたいと、そういった考え方を持っております。以上です。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

14番（鈴木邦昭君） 多額の金額をここにかけていると、そういうことは重々私も理解しております。私先ほど3年たった今と言いましたけれども、実際は1年もたたないうちにもう地盤沈下が起きていたわけでございます。この件については先ほども言ったように重々知っているということでもございましたけれども、いちご団地の方々は先ほど生産も順調にいらっていると、町長の答弁でございましたけれども、やはりいまだお金がないんだという方もいらっしゃいました。そういった中で、1年そこそこでいろんな箇所にもふぐあいが出てきたということは、これは大きな金額をかけた割には、余りにもお粗末過ぎると、私から言わせればですね、そのように思ったわけでございます。

よく入札で、低入札あった場合、粗雑工事という言葉がよく出てきましたけれども、本当にあれも粗雑工事という言葉が当てはまるのではないかと。ただし、低入札じゃないですね、あのときは。すばらしい金額が出ておりましたので、そういったお金をもう少しいいように使っていただければと私は思ったわけでございます。特に、私3団地回って歩きました。浜吉田団地、ここが一番ひどかったですね。亘理町に何代とも続いて住んでいるという方がいらっしゃいました。何であんなところに建てたんだらうという方もいらっしゃいましたけれども、できたものは仕方がないところだと思いますけれども、このいちごハウスの瑕疵についてどうなっているのか、ちょっと伺います。

議長（佐藤 實君） 農林水産課長。

農林水産課長（齋藤幸夫君） 工事の瑕疵ということでございますが、まず3団地においては、造成工事ということで、町内の業者が盛り土工事を行いました。その工事の仕様指示のとおり業者は行ったということで、例えば1メートルを盛り土するの

に一気にやるのではなくて、30センチぐらいずつ小分けにして、転圧をして、工事を行ったというようなそういった指示ですね。それから、あと上物のハウスの軽量鉄骨につきましては、基礎部分については支持力の検査、そういったものを行いながら、施工していただいたということで、引き渡しを受けましたが、瑕疵ということで町では考えてございません。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

14番（鈴木邦昭君） 工事請負のところで、瑕疵担保というのがございます。そこで、瑕疵が重要ではなく、かつその修補に過分の費用を要するときは、発注者は修補を請求することができないと、こういうことも載っておりました。しかし、現場を見たということでございますけれども、先ほど質問したほかに、私は全部写真で撮ってありますけれども、ドアのレールのところの基礎、コンクリートブロック、ただ置いただけ、何もやっていないんですね。あれはもう何なんだろうこれはという形で私は見てきましたけれども。それは固定したとかそういうわけじゃないんですね。固定しないほうがかえってよかったのかもしれないですね。地盤沈下しているわけですから。そのままレールも一緒に曲がってしまうだろうと。ところが、逆にあけるほうが沈んだために、逆に上がってしまったというところがあるかなくなっていると、こういうところがございました。

それから、レールのところにコンクリートも何も敷いていない。ただレールを地べたに置いただけというところがありました。本当にひどいなと思って、私は見てきたわけでございますけれども、地盤沈下してそこは浮いていました、やはり。それから、ビニールハウスのビニールですね、端のほう、セメントで固めて押さえているんですね。あれも不思議に思ったんですよ。次に何年後かには張りかえしなきゃいけないと思うんですよね、ビニールは。そういった場合、あのセメントで押さえたところ、セメントの固まりをとにかく割ってそれから張り直しするんじゃないかなと思うんですけれども、何でそういうことをしたのかなと思って私は見て歩きました。

それから、側溝ですけれども、設置状況が悪いと思ったのかどうか、業者のほうの手直しするんじゃなくて、手直しはしたんですけれども、側溝の中にセメントを敷いたんですね、コンクリートを敷いたんですね。そのために、敷いたところからもうはがれちゃっているんですよ。それで全部はがれちゃって、そこに今度

水がたまっていると。結局水がたまって水が腐る、くさい、ヤブカが発生していると。こういうことを聞きました。要するにコンクリートのはがれというのは、大体業者さんはわかると思うんですけども、あそこに使った側溝は新しいものを使っていましたから、新しいコンクリートでできていると思うんですね。その上にコンクリートを張った、要するに新しいコンクリートの上というのは、レイダンスが発生するんです。何かと言いますと、表面に浮き上がってくる素粒子の成分、私も塗料業界のほうにおりましたので、床コンクリートの上に塗料を塗る場合は、3週間以上はおかないと塗ってはだめですよということで、業者さんによく言ってきました。どうしても今すぐ塗りたい、3日後、4日後に塗りたいというのであれば、もうサンダーではがしてくれと、大体思い切りはがして、それから塗ってくださいということでは言っているんですけども、これもそのまま塗っているためにはがれちゃっているんですよ。そういう場所がございました。

本当に、お金をかけたという割には、何かいい加減なつくりになっているというのが私見た状態では、そういう現状でございました。例えば10年たって、このような状態が起きたというのであれば、これはまあしょうがないだろうと私は思うんですけども、これは業者の方に補修整備をしてくださいということではできないのかどうか、この件について答弁をお願いします。

議長（佐藤 實君） 農林水産課長。

農林水産課長（齋藤幸夫君） お答えをいたします。

特に地盤沈下があったということで、それにつきましては、管理組合、それから農家の方々からは昨年来相談等受けて、いろいろと協議、それからお話とか、そういったものを伺ってまいりました。その中で、この工事につきましては、先ほども言いましたように、業者についての瑕疵はないということでございましたが、1年、2年におきましては、軽微なふぐあい、そういったものも業者間において手直しをしていただいております。

今後につきましても、先ほど来町長も答弁いたしました、町の持ち出し、単費事業になりますので、これもなかなか難しいということでございますので、管理組合、それから農家の方々にはご説明は申し上げておいて、ある程度の納得というか、いただいているとは思いますが、今後について管理組合が中心になりまして、管理組合長さんからは私個人的には聞いた話によりますと、きちんとそうい

ったものを積み立てをしながら、管理組合が中心になっていかなければならないのではないかというお考えも聞いておりますので、そういったことで今後町も補助的なものがあれば、そういったもので検討していきたいとそんなふうに考えております。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

14番（鈴木邦昭君） ことしの8月、我が党の県会議員を呼びまして、ここには国会議員大体7人ぐらい来ているんです。しかし、やはり最終的には制度を直さないとこれは難しいだろうと言って帰った国会議員の方がいらっしゃいましたし、また他党の国会議員ですけれども、これは町の仕事だと、町のことだと言って帰られたということを知っていましたが、それなら国会議員を呼んでも難しいなということで、すぐ上の県会議員、横山 昇県会議員、この方も国交省上がりでございまして、この方に入ってくださいまして、現状を見ていただきました。そして、8月2日かそのころだと思いましたが、いちご団地の方々、役員の方7人ぐらい来てくれまして、そこでいろいろ懇談しまして、この方々から大変厳しいお話いただきまして、それで今回この県会議員も持ち帰りまして、県のほうにも取り上げていただいたようでございます。

県のほうでは、予算特別委員会というのがあったので、そこで取り上げたということで、ちょっと入手しましたので、読ませていただきます。

横山 昇県会議員がこのように言っております。東日本大震災復興交付金の予算確保及び運用に関してということで、農業用施設整備等を復興交付金で実施する被災地域農業復興総合支援事業など、基幹事業が完了した後、予期せず発生した設備の損傷、ふぐあいについて、復興交付金での手当が十分にできていない状況でございます。このような新たな課題に対応できるような仕組みの構築、また運用の改善、効果促進事業の柔軟な運用の要望をお願いしたいと、こう言って、その次に、今回我が町のことを言っております。今回の具体的ケースは、被災地農業復興総合支援事業の亘理町でのいちご団地の造成、イチゴの栽培用ハウス、関連機械の再建整備を実施し、完成後の地盤沈下によりつみ取り作業の困難、パイプハウスの扉の開閉の困難、U字溝の損傷、また青果市場の地盤沈下が生じたものだと。復興交付金を使う他箇所の基幹事業においても、完了後に予期せぬふぐあいが生じることも十分予想されるとこのように質問しておりまして、その後

に後藤康宏農林水産部長という方が答弁しております。

市町など事業実施主体の意向も十分に踏まえて、対応させていただきたいというふうに考えてございますとこのように言っております。それでまた、知事のほうにも質問しておりました。知事は、平成32年の終わりにはこのような形になった県民の皆様へお示しできるように努めてまいりたいと、このように知事も言っているわけでございます。そしてまた、ことしの11月北海道東北地方知事会議という中で、秋の提言という中で、地域の実態に即した復興関連制度の確立ということで、基幹事業完了後、当初想定していなかった要因によりふぐあいが生じた場合に、そのふぐあいを改善することで、基幹事業の効果を回復させる取り組みについても、これも対象とするとこのような内容になっておりました。

要するに、いちご団地は亙理町の基幹産業であると思うわけであります。県のほうでも農林水産部長の答弁にありましたように、市町など事業実施主体の意向も十分に踏まえて、対応させていただきたいと考えていると、ちょっとあやふやな答弁ではございますけれども、このように言っております。ですから、県でも国に求めていくとこのように言っているわけですから、ふぐあいなところ、本町と県と一緒にあって、国に求めていくと、こういう考えについていかがでしょうか、答弁をお願いします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） ただいまいろいろお話しになったわけですが、この団地につきましては、たしか1年おくれたと思います。なぜ1年おくれたかというのは、まずもって事業採択していただけるか非常に大変なことがあったのです。それで、1年おくれて通常であれば先ほど申し上げましたように、農業者あるいは農業団体がご自分の生産ですから、やるべきところを国の財源を使って全部やるということで、町が受けたという経過でございます。

ですから、議員おっしゃるように、地盤を全部ならしてやれば3年も4年もかかろうと思います。そういったところで、一刻の猶予もならないと、生産して幾らでもまず再開しようというのが先だったわけです。したがって、5年9カ月たった中で、あの当時の意識をもう一度思い出していただきたいということでございます。

確かに今ふぐあいはございますけれども、ここに参加している方々以外でもイチ

ゴ農家はいらっしゃいます。1人頭たしか9,000万円前後の税金が投入されたはずでございます。それ以外の方々もいらっしゃるわけです。いちご農家で。ですから、今回の団地の方々については大変そういう面では普通だったら考えられないような非常に大きな恩恵の中で現在まで進んでいると思うわけでございます。

こういったふぐあいは、当然出てきたわけでございますけれども、先ほど申し上げたように、そのための管理組合ということを設定したはずでございますから、先ほど課長の答弁にありましたように、例えば土地の購入についても基金を積み立ててくださいねと、いろんな修理につきましてもお願いしますよということで、スタートした事業でございます。こういったふぐあいというのは、確かに議員おっしゃるように、あの短期間の中での無理というのは今回生じているのかなというふうな判断をしております。ただ、あのときもっと完全にやれということになると、生産は2年も3年も間違いなくおくれるはずでございます。これですと、恐らくは事業採択も無理だったと思います。

なお、申し上げますけれども、あのとき互理は土耕栽培が主体でございました。したがって、我々も当初は土耕栽培かなと思ったんですけれども、あのような高設栽培にいったということは、大変すばらしいことだと。結果的にはすごいなというふうに。例えば就労年齢も15歳ぐらいから80歳ぐらいまで健康であれば就農できるんじゃないかなと。土耕であれば65歳ぐらいで大体限界だったんですけれども。そういったことを勘案した場合、やっぱりここは受益者というか、生産者の方々の自助努力、これを私は切に願っています。以上です。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

14番（鈴木邦昭君） 自然になったところは、これはしようがないと言ったら怒られるかもしれませんがけれども、そういうことかなと思いますけれども、自然になったんじゃないくて、例えばパイプですけれども、写真にも撮ってありますけれども、一列が全部低いんですね。地盤沈下、何でここだけ地盤沈下したんだろうと思ったら、違うんですね。パイプの短いのを適当にやっちゃたんでしょうね。あれ。そういう場所があったんです。

先ほど話で基金の積立金で補修するということでもございましたので、私もその旨はまた伝えたいと思いますけれども、どうしてもお金がかかりそうだと、ここはもう少し補助してもらえないかというところは、ぜひ考えていただきたいなと

こう思うわけでございます。

2項目めに入ります。既存学校施設再生整備について、2点質問させていただきます。

まず1点目、小学校の外壁の塗膜のはがれや黒カビが発生している校舎が見受けられました。児童の健康と危険防止に老朽化した校舎を改修、再生し、建物の長寿命化を図ることに関して、本町としての考えについて、答弁お願いいたします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 教育長より答弁いたします。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） それでは、お答えいたします。

本町の学校施設の安全対策につきましては、教育委員会といたしまして、重要課題として受けとめております。

ご案内のように、本町の学校施設、昭和42年に建設された築49年の亘理小学校の校舎を筆頭に、昭和40年代、それから50年代に建築された校舎、体育館、プール等の施設が多く、議員おっしゃるとおりの問題が発生していると。こういうことを認識しております。

教育委員会といたしましても、喫緊の課題として、毎月行われております教育委員会の定例会において、状況の把握をするとともに、具体策等を検討しているところでございます。

また、去る先月ですけれども、11月4日に開催されました亘理町総合教育会議の中でも、大きな議題として取り上げまして、町長部局と教育委員会が連携強化を図りながら、対策を講じていくことで、共通認識を持ったところであります。

具体的な対策といたしましては、予算的にかなりの高額になるということから、国の補助の採択を受けながら、対応してまいりたいというふうに考えております。来年度、平成29年度におきましては、専門家による各学校施設の調査点検を行って、危険度の高いものから優先的に整備していきたいというふうに考え、できるだけ長寿化を図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

あわせて、平成29年度に今後の校舎等の改築に関することを念頭に踏まえまして、仮称ではあるんですが、学校整備検討委員会というものを立ち上げて、その中で幅広く意見を聴取して、今後の教育行政に反映してまいりたいというふうに考え

ているところでございます。以上です。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

14番（鈴木邦昭君） 安全対策が重要課題だと今言われました。確かに安全対策、これは何と言ってもこれが一番重要であろうとこのように思います。今回私はそれぞれ学校全部歩いてまた見てきました。特に目についたのは、吉田小学校、建設されて約40年ぐらいになると言っておりましたけれども、外壁塗膜がまずはがれており、これはもう遠くから見てもわかると思いますね。外壁がはがれているというのがわかりました。この塗膜がはがれているというのはいいんですけれども、例えば既存塗膜が今度落ちてきた、あれ見ますと、アクリル系の塗料だと思いましたが、アクリル系の塗膜が落ちてきても、アクリル系というのは薄いですから、けがはしないと思うんです、ひらひらと落ちてきます。しかし、真っ直ぐに落ちてきた場合、これは刺さります。それを考えないと、ちょっと厳しいのではないかなと私は思ったわけでございます。

それから、北側のほうを見ますと、黒カビが物すごい発生していましたですね。これを見ていると思いますけれども。この黒カビ、児童の体への影響というのはどのようになるのかということをおも私はそれも危惧して帰ってきたわけでございますけれども、やはりそういったところも早目に直していった方がいいのではないかなと私は思ったわけでございます。

そしてまた、吉田小学校の教頭先生にお願いしまして、屋上にも上がらせていただきました。やはり古いだけあって、ちょっと屋上の状態、余り芳しくないという状態でございます。そして、屋上に貯水槽がございました。貯水槽を見ましたら、貯水槽を支えている鉄骨に物すごいサビが発生しております。現時点では、貯水槽というのは重いですから、貯水槽を支えるぐらいの強度はあるだろうと思って見てきました。しかし、これからまた何年かたったら、あれは相当弱まっていくだろうと思って見ております。

そういったところも、やはりよく見ていただければと思います。そしてまた貯水槽、水をためるところは1枚では絶対にやらないです、その上に必ず藻とかこけが発生しないようにもう1枚、必ず2枚ぐらいで構造になっているはずなんです。今回も吉田小学校のそれを見ました。一番上のアルミ板でしょうかね、見ましたら、黒カビが物すごく発生してございましたので、ちょっと余りいい感じはしなか

ったなと思って、帰ってきたわけですがけれども、ただ教頭先生いわく、水は必ず1年に1回検査して異常なしと言われておりますということだったので、安心して帰ってきたわけでございます。

やはり学校の建てかえは予算というのが物すごいかかると思います。ですから、建てかえというのは難しいのではないかと私は思うんですけれども、塗りかえ整備すれば、これはこれでもって長寿命化することになるかと思えます。そしてまた、児童生徒が安心して学習に励むと、健康や安全性などさまざまな面で十分に配慮される必要があると思えますけれども、既存の学校施設においてはこの質的改善が十分に実施されていないと、そのままになっているのではないかと、先ほど教育長も言うておりましたけれども、お金がかかることを言うておりましたけれども、十分私も理解しますけれども、このように十分に実施されていないままになっているのではないかとと思えますけれども、このようなことについてどのように思えますか。答弁をお願いします。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 老朽化で今議員が指摘された事故等が発生したら大変と思われるわけでございます。特に瑕疵による事故発生というのは、結構老朽化した校舎等で全国的に発生することも、たまにニュースで流れております。幸いにも本町ではないんですが、やっぱりそういう子供の安全・安心を担保するためには、きちっとした形で整備していかなければならないであろうと。

ただ、先ほども言いましたように、これは国レベルでほとんど全国的に老朽化した校舎が非常に多くなっているんです。亘理町だけではございません。全国的に40年代、50年代にコンクリートで建てた校舎がもう老朽化していると、約40年、50年近くたっているということで、そういうことで文科省のほうでは政策として校舎等の長寿延命化策というか、そういうものにちょっとチェンジしていくような情報も聞いております。

そういうふうなことも踏まえながら、先ほど言いましたように、まずしっかりと点検をして、ちょっと危険だなというふうなことがあったところから最優先に整備してまいりたいというふうに、とにかく子供たちの命を守ってやらなければならないのが教育委員会の使命でございますので、それを念頭に対応していきたいというふうに思っています。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

14番（鈴木邦昭君） まず全国的に確かに厳しいというのは、テレビ放映等でも言っておりますので、わかりますけれども、まず今回は全国的にではなく、亘理町を何とか教育長の力でやっていただければとこのように思うわけでございますけれども、文科省で出しております小学校施設整備指針、これは中学校も中身は大体同じでしたけれども、平成28年3月文部科学省の大臣官房文教施設企画部というところで、平成28年3月25日に改訂してございましたけれども、学校施設整備指針は、学校教育を進める上で必要な施設機能を確保するために、計画及び設計における留意事項を示したものであるということで、これはもう教育長は読んでいますので、簡単に言えば学校施設の複合化、長寿命化対策、それから木材利用に関する記述を充実するということが掲載されておりました。

それから、屋根、外壁等というところもありました。剥落するおそれのない工法とすることが重要であると。特に、地震時においても脱落、破損等しないようにすることが重要であると、このように載っておりましたけれども、このように小学校施設整備指針には載っているわけですがけれども、今私読んで、効率的に学校施設を維持、保全、改修することによって、多くの児童生徒、そしてまた教職員に対して、安全で快適な学校施設を整備して、そして学校施設の長寿命化を図るということ、これが非常に大事だと思いますけれども、再度お願いいたします。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） まさに議員おっしゃるとおりでございます。子供たちが毎日快適な環境の中で学習に取り組むということは、非常に大事でございます。そういうふうな方法で、教育委員会といたしましても考えていきたいというふうに思っています。以上です。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

14番（鈴木邦昭君） 続いて、2点目に入ります。

不注意によりまして、足のけがや骨折したとき、そういったときは松葉づえで児童生徒は来るとは思いますけれども、松葉づえなどの使用になれていない児童生徒が安心してトイレが使用できるよう、各小中学校の男子用トイレ、これは男子用トイレのほうです。男子用トイレの小便器のところに手すりを設置することに対して、教育長の考えを伺います。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） それでは、本町における小中学校の男子用トイレの小便器に手すりを設置している現在の状況を申し上げたいというふうに思います。

設置されている学校は、改築した長瀬小学校、それから既存の高屋小学校、改築されました荒浜中学校の3校でございます。教育委員会といたしましては、これまでもご質問のような状況が生じた場合、階段に手すりをつける、あるいは危険になると思われる箇所を改善したりするなどの対策を学校の要請に応じてこれまでも行ってまいりました。

そういう状況下の中で、仮に松葉づえが必要な状況を考えますと、小学校の小便器を使用するよりは、小学生の場合は洋式トイレのほうがより安全ではないかなと、今のところ考えております。この前、長瀬小学校のほうにも行って、校長会が長瀬小学校の会場だったので、確かに小便器のほうに手すりがありました。校長たちの意見を聞きますと、やはり洋式化を早くしてもらいたいというのが本音のようでしたので、松葉づえで小便器を使用するよりも、むしろ洋式トイレのほうに行ったほうが子供たちはもし足をけがしていたときもスムーズにすることができるのではないかなというふうに考えておりますので、これまで同様にトイレの洋式化をまずやっていきたいというふうに考えております。

ただ、どうしても緊急的に松葉づえの子供がいて、小便器のほうに手すりが欲しいんだという強い要望があった場合は、検討させていただきたいなというふうに思っているところでございます。以上です。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

14番（鈴木邦昭君） 今回私どちらかという、保護者のほうからの声だったんです。要するに、お孫さんか曾孫さんかちょっとわかりませんが、お孫さんと言ったような気がするんですが、学習参観に来たと、男性の高齢者の方ですね。その方が手すりの話になったわけでございます。その方も支えがあると高齢者にしてもこれは便利ではないかと。その話の中であったのが高齢者だけではなく、子供たちもけが、骨折した場合、なれない松葉づえでバランスを崩したとき大変ではないかと、そういう話が出てきたんです。ぜひ手すりの設置が必要ではないかと、そういう相談を受けたわけでございます。

そのため、私も全部の小中学校を訪問して、現状を見ました。今教育長が言われ

たとおりでございますけれども、その前に今回調査するに当たりまして、各小中学校の校長先生、それから教頭先生、各先生方には、本当にお忙しい中のご協力いただきましたことをこの場をおかりしまして感謝と御礼を申し上げたいと思います。本当にありがとうございました。

そういったわけで調査したわけでございますけれども、先ほど教育長言ったように、新しい学校、長瀬小学校、荒浜中学校ですね、ここは全部の階に男子用トイレのところに手すりが設置されておりました。それから、高屋小学校のほうにも確かにありました。しかし、私これも写真撮ってありますけれども、これはただアームを曲げたやつをただそのままくっつけた感じなんですね。長瀬小学校、それから荒浜中学校はそのほかに倒れないように、横になっても倒れないように、さらに手すりが出ているというような手すりだったので、あれであれば松葉づえで来た方の、例えばよろけた場合でも、安全だなと思って私は見たわけなんですよ。

そういった手すりをつけたらいいんじゃないかと、このように思ったわけでございます。あとは、どこの学校も設置はされておりました。それで、ただし、トイレ設置、洋式トイレ、教育長言われたとおりです。洋式トイレがあるので、洋式のほうを使わせているということ、ある教頭先生、それから違うところでは校長先生も言うておりましたけれども、私行ってみますと、確かに洋式でありました。ところが、ドアがないんですね。ドアじゃなくてカーテンなんですよ。カーテンのところ、これで本当に子供たちはこのカーテンのところでは用を足すのかなと思って、私は見てきたわけですが、やはり子供たちもあぁいったところは恥ずかしいんじゃないかなと私は思ったんですね。今度見てきていただきたいと思います。ちょっと私はチェックしてこなかったのですが、どこがカーテンかというのは申しわけないと思っております。

それで、私もやはり大人、以前もお話したことがありますけれども、大人になっても一番最初の洋式便所というのは本当に恥ずかしいんですよ。以前お話ししました、米軍のお下がりのところの隊舎を使わせていただきまして、トイレは洋式でした。ドアというのはもうほとんど足が見えます。頭も見えます。本当にこのぐらいの五、六十センチぐらいのドアが1枚ついているだけが、これが洋式トイレでした。一番最初とにかく恥ずかしくて、そういうときがございましたけ

れども、今回はカーテンだけになっているというのはどうなのかなと思って帰ってきたわけですが。それから、もう一つはやはり先生も洋式トイレが欲しいと、こういうことでした。もう少し洋式トイレをつくっていただけないだろうかという先生方、やはりいらっしやいまして、そういう状況でしたがけれども、特に男子用手すりの状況を見ていただいていると思いますけれども、要するに長瀬小学校と荒浜中学校のような、高屋小学校のようなのではなくて、そのような手すりを設置するという考えはないか、伺います。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 先ほども申し上げましたように、学校の現場としてはまず洋式を早目に整備してほしいという声が強いわけでございます。もし、万が一松葉づえがどうしてもという、そういう子供が使う場合、学校から要望があれば十分検討していきたいと、先ほど言ったとおりでございます。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

14番（鈴木邦昭君） また小学校施設整備指針に戻りますけれども、この中に第5章の詳細設計というのがございまして、その中に手すりというのがございました。この中をちょっと読ませていただきますと、必要に応じ設置高さ等に利用しつつ障害のある児童や教職員、保護者及び学校開放時の高齢者、障害者等の活動に対応できるよう、滑りにくい材質の手すりを廊下、階段の両側に、便所などに設けることが望ましい、このようなことがございました。便所といっても幅広いでしょうけれども、こういうのがまず1つございました。それから、高齢者、障害者用の便器、手すり等の設備を設置した便所、一般の便所内あるいは適当な位置に確保することが重要である、こういうようなことも載っておりました。それから、災害時の避難住民の利用にも配慮して、計画することが有効であると、こういうことも載っておりました。文科省でこういうのを出してあるわけですがけれども、今施設整備指針読みましたけれども、これについてどのように思われますか。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 文科省が話ししているということ、私も承知していますけれども、やっぱり各学校のほうに多目的トイレというのも順次整備しております。松葉づえの子供よりも私は車椅子に乗ったほうがかえって負担が少ないのかなと、もしそういう子がいた場合ですね。そういうふうなことを考えると、洋式化あるいは

多目的トイレというもののほうが有効性があるのかなと。ただ、どうしても松葉づえの子供が小便器でやりたいので、学校のほうからも強く要望があれば、再度検討してまいりたいというふうに思います。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

14番（鈴木邦昭君） 私は子供ばかりじゃなくて、保護者の方とか、避難場所となっている学校ということで今回取り上げさせていただきましたけれども、このトイレの改修ということについては、私は平成25年6月一般質問で洋式トイレを設置することについて質問しましたけれども、そのとき国の補助制度があるとの質問、教育長も記憶にあると思いますけれども、これは現在も国の補助があるということを知っております。実は、宮城県庁の教育庁施設整備課市町村施設班、ここに直接私聞いてみました。そうしましたら、やはり下限が400万円ということでございましたので、こういう設定になっているということで、手すりだけではこの金額にいくかどうかわかりません。ただし、全校やればこのくらいはいくのかどうかわかりませんが、そうであれば今後洋式整備するというのであれば、それと一緒に絡んで、手すりの設置されていない全小中学校、手すり整備と一緒に工事に取りかかってはどうかと思いますけれども、いかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 教育次長兼学務課長。

教育次長兼学務課長（鈴木邦彦君） お答えいたします。

小学校に仮に手すりをつける場合、重要なことは先ほど議員がお年寄り云々ということでお話がありましたけれども、小学校の目線で設置するのか、大人の目線で設置するのか、これはとても重要になります。もし、大人の目線であれば、教職員用のトイレに設置するとか、そういったような手だてが必要かなというふうに思います。

それと、松葉づえ云々ということで対応いたしますと、非常に難しいです。真ん中にある棒に体を預けて用を足す、そういうのが1つの目的となって、ああいう手すりというのはあるんですね。それを両手で松葉づえを抱えている子供がそういうことがうまくできるかとなると、非常に問題があると思いますので、その辺も十分熟慮しながら、今後対応していきたいなというふうに考えていますけれども、高屋小学校でこれしかなかったというのは、多分その当時そういう児童がいて、それに対応するためだったのかなというふうに考えております。以上です。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

14番（鈴木邦昭君） 誰に合わせてつくるかということかもしれませんけれども、例えば相当後ろまで来ていますから、手すりがある程度は寄りかかることはできるんですね、あれを見ていますと。そういうところがありました。ですから、そういう形でつくってはどうかということで、きょうは質問させていただきました。学校のトイレでございますけれども、今言われましたけれども、児童生徒ばかりが使用するわけではございませんので、高齢者の方も来るわけでございます。そしてまた、お孫さん、曾孫さんの学習の参観に来たとき使用するわけでございます。そしてまた、学校が避難施設となっているわけでございますから、使いやすいトイレとなるよう計画整備に努めていただければと、このように思います。

以上で質問を終わります。

議長（佐藤 實君） これをもって鈴木邦昭議員の質問を終結いたします。

この際、暫時休憩をいたします。

再開は11時00分といたします。休憩。

午前10時48分 休憩

午前10時58分 再開

議長（佐藤 實君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、10番、佐藤正司議員、登壇。

〔10番 佐藤正司君 登壇〕

10番（佐藤正司君） 10番、佐藤正司でございます。

私は、2問について、町長の見解をお伺いしたいと思います。

まず、第1問目、災害公営住宅の現状、課題と改善策についてをお伺いいたします。震災により住宅を失った方に安定した生活を確保していただくために、災害公営住宅を整備し、完了をしたところから、順次入居開始をしたところでありませぬ。しかし、再三にわたり、入居者募集を繰り返してきておりますが、多数の空き住戸が現在も発生している状況であります。以下についてお伺いいたします。

第1点目、空き住戸の原因についてお伺いをいたします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 平成25年8月から第1回目の公募を開始し、これまで8回の公募を行ってまいりました。意向調査に基づき建設した集合住宅380戸、戸建て住宅97戸、

合計477戸の整備戸数に対しまして、防災集団移転促進事業及び災害公営住宅の公募により応募された方は492世帯となりました。しかし、入居辞退や、入居した後の退去により、現在空き住戸が55戸となっている状況であります。

空き住戸が発生している原因といたしましては、一度は入居決定したものの、再建意向の変化に伴い、62世帯の方が入居辞退となったためでございます。入居辞退の理由につきましては、自主再建によるものが47世帯、親族との同居によるものが9世帯、死亡及び施設入所によるものが6世帯でございます。

議長（佐藤 實君） 佐藤正司議員。

10番（佐藤正司君） 入居辞退の理由ただいま回答いただいたわけでございますけれども、そのほかにペットを飼っている方が集合住宅には入れないとか、高額所得者、政令月収が31万3,000円以上の場合ですと、民間賃貸住宅並みの家賃というふうなことになっていることから、自主再建、先ほど自主再建が47世帯あるということでございます。さらには、高齢者の方が交通の便のよい市街地の公営住宅に人気が集まって、被災地に建設した西木倉災害公営住宅に空きが発生したというふうなことであるのかなというふうに私思っているわけでございますけれども、その辺も含めてかなと思うわけでございますが、その辺についてどうお考えですか。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（佐々木人見君） ただいまのご質問でございますけれども、佐藤議員おっしゃるとおり、ペットの関係については最初から戸建て住宅ということで、皆様にお知らせして、実際にペットを飼っている方は戸建て住宅のほうに入っているということでございます。集合住宅のほうにやはりペットがいる世帯となりますと、なかなかほかの居住者との関係で、整合性がとれないということで、本町としてはペットを飼っている人については戸建て住宅に入居という形でご説明を申し上げて、ご承諾をいただいているところでございます。

それから、やはり2点目の高額ということで、政令月収の関係から言いますと、確かにこの間全員協議会でお渡しした資料にも書いてありますが、戸建て住宅になりますと、一番高い方ですと8万6,000円なりの家賃が発生しているということも、やはりほかの貸家のほうでもそれよりは低い価格で借りられるということもあります。それから、西木倉の住宅については、確かに一番最初にできまして100戸整備したものでございますけれども、第1回目の公募では38世帯しか入居され

なかったということがございます。その後、次の問題に関係ありますけれども、いろいろな緩和をしていって、最終的にはこの間お渡しした資料にも書いてあるとおり、74世帯入っていただきまして、現在26世帯の空きがあるという形になっているところでございます。

議長（佐藤 實君） 佐藤正司議員。

10番（佐藤正司君） それでは、関連がありますので、2点目のほうに入りたいと思います。入居募集対策として、入居資格要件緩和についてお伺いをいたします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 災害公営住宅の入居資格につきましては、これまで被災された皆様より数多くのご意見をいただきました。このご意見をもとに庁内の各種会議で検討を行い、要件緩和を図ってまいりました。平成26年度には、仮決定の段階から本申し込みに移行する中で、連帯保証人の確保が困難な方がおられましたので、段階的な緩和策を講じたものでございます。

平成27年4月の第5回目の公募からは、本来であれば震災時の世帯を基本として、災害公営住宅の提供は1戸とすべきところを、震災後の状況の変化により、親世代、子世代に分かれて生活の基盤を形成している場合等は、それぞれに申し込みができるものとしたものでございます。

また、震災時の世帯員の一部が住宅を再建した場合であっても、残りの世帯員が住宅に困窮している場合については、申し込みを可能としたものです。これらの要件を緩和したことにより、第5回の公募から入居決定となる方がふえたものと捉えております。現在までに行った公募においては、東日本大震災復興特別区域法の特例により公募を行い、要件も緩和してまいりましたが、今後において公営住宅法に基づく公募となった場合、要件の緩和については不相当と考えており、この法律の目的に則した住宅に困窮する低所得者に対して、低廉な家賃で提供する方針でございます。

議長（佐藤 實君） 佐藤正司議員。

10番（佐藤正司君） 連帯保証、さらには親世代、子世代、困窮者に対して入居の緩和を図ったということで、その分がありまして入居がふえてきているというふうなことであるわけでございますけれども、中にはその入居判定する際に、半壊の方で解体した人が資格要件になるわけでございますけれども、資金面から修繕した方、

5年前ということになります。修繕して自立再建した方が、その当時は子供が小学生、幼稚園、それから5年経過して今中学生とかに入ってきていると。そうしてきますと、個室が欲しくなってくる、与えられるような状況でないという場合に、やはり家族世帯が夫婦間、その辺あたりぎくしゃくしてくるような状況があるということで聞いているわけでございます。相談があったわけでございます。

そういうことから、困窮世帯としてそういう方も災害公営住宅の入居資格緩和として、入居できないのかということが相談されましたので、そのところをお伺いいたします。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（佐々木人見君） 最初災害公営住宅の入居につきましては、住宅が困窮しているということで、やはりそれを基本としてやってきたわけなんです。いろいろな緩和をする中で世帯の構成上、そういったことのご相談もございまして、例えば世帯員が入居後ふえたとか、そういったこともございました。そういった方については、世帯分離とかもあったと思うんですが、なるべく被災者であるということをご第一条件として入居ができるような条件をご相談しながら、入居をしていただくように努力はしてまいりました。

議長（佐藤 實君） 佐藤正司議員。

10番（佐藤正司君） 4点目のほうに一般公営住宅への移行の部分でも質問しておりますので、そちらのほうで再度質問したいと思います。

3点目に移ります。入居者が買い物や医療サービスを不自由なく受ける環境整備として、わたりん号の運行計画についてお伺いをいたします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 町民乗合自動車わたりん号につきましては、亘理駅を中心に災害公営住宅と公共機関、医療機関などの市街地を結び、日常生活に必要な買い物や、通院に利用できるように上浜街道災害公営住宅や、下茨田南災害公営住宅等を運行経路とした循環型のバスとして、さらには路線バスさざんか号の運行と起点や時間帯を調整し、2種類の運行形態のバスを融合させ、さらなる利便性の向上を目的としまして、昨年10月より運行を開始しております。

わたりん号は、交差点などの乗降できない区間を除けば、路線上であればどこからでも乗りおりできるフリー乗降としておりますので、比較的目的地の近くまで

バスの利用が可能になっております。現在朝9時から夕方3時まで、合計14便、右回りと左回りで双方向に巡回し、復興交付金を活用して、無償運行しておりますので、どうぞご利用していただきたいというふうに願っています。

本年度実施したわたりん号のニーズ把握調査でも、上浜街道災害公営住宅と下茨田南災害公営住宅や江下団地、またさざんか号との乗り継ぎを工夫している利用者も多く見受けられまして、大多数の方々から存続を望まれる声をいただいております。

今後とも被災した方々の支援として、災害公営住宅や移転先団地等での新たな生活の立ち上げ及び交通手段を確保するため、復興交付金を活用して、町民バスを運行していきたいという考えであります。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 佐藤正司議員。

10番（佐藤正司君） わたりん号につきましては、復興交付金を活用して継続していきたいということですが、亘理中心部の下茨田南、上浜街道の方々は大変便利で利用価値があるということを聞いております。しかし、西木倉、さらには大谷地住宅、さざんか号有料で上下7本運行されているわけですが、わたりん号は先ほどちょっと答弁ありましたように、フリー乗降形式の循環型であります。さざんか号に比べて大変便利で、さざんか号の場合は高齢者に不便な感じがするわけですが。

そこで、そういう西木倉、さらには大谷地の公営住宅に入居されている方の高齢化率が43.1%というふうな状況になっているわけですが、そういう方の交通弱者に対する利便性、生活の質の向上等を考えた場合に、拡大してその運行を図るべきというふうに考えるわけですが、その考えはいかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 企画班長。

企画財政課企画班長（宍戸和博君） ただいまの質問、わたりん号の運行の目的、先ほど町長の答弁にもございましたとおり、これまで荒浜地区、あるいは吉田東部地区被災された地域で、住みなれた方々が震災によりましてその土地を離れて亘理地区の災害公営住宅等に移り住んできて、その生活、かなり苦慮しているというふうなことで走らせた目的がございます。

さらには、そのほかの大きな目的といたしましては、逢隈、荒浜、吉田東部、吉

田西部の方々がさざんか号などで亙理地区まで来られた場合、その主たる目的となっております買い物、あるいは医療機関への通院が容易にできるようにと運行を開始したものでございますので、今後につきましてもさざんか号とわたりん号上手に工夫して、乗り継ぎをいたしていただければ、とても便利な今バスの運行をしておりますので、その辺をちょっとPRしていきたいということで、今の状況はそういうふうな状況でございます。

議長（佐藤 實君） 佐藤正司議員。

10番（佐藤正司君） 拡大していただいて、利便性向上のためにも運行されれば、西木倉住宅の入居も100%になるのかなというふうに考えておるところでございますので、十分検討していただきたいというふうに思います。

そこで、4点目、災害公営住宅から一般公営住宅への移行についてをお伺いいたします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 平成27年11月に宮城県住宅課が策定いたしました災害公営住宅への被災者以外の入居に係る国土交通省の見解を受けた対応方針が、県内市町村に発せられました。要点を申し上げますと、1点目が被災者以外の入居募集は、原則として各市町内の災害公営住宅の整備が全て完了した後とする。ただし、個別の事情により、やむを得ないと判断される場合については、各市町内全ての災害公営住宅の工事に着手した後とする。2点目が被災者以外の入居は、平成28年度以降とする。3点目が県内全域の被災者向けに随時募集を相当期間実施すること。4点目が災害公営住宅に入居が想定される被災者に意向調査し、当該住宅への入居希望がないことを確認した場合とする。以上の4点が示されたものであります。

この対応方針に基づきまして、第8回の公募を平成28年3月1日から9月30日までの長期間を随時募集といたしまして、宮城県のホームページの活用や、新聞の東北広域版へ掲載するなど、広域的な周知を行ったものであります。

これらの段階を踏まえまして、55戸の空き住戸につきまして、公営住宅法に基づく、低所得者への住居提供として宮城県や住宅供給公社と協議を行っているところであります。なお、第8回目までは東日本大震災復興特別区域法による特例を適用し、募集を行ってききましたが、被災者を対象とする災害公営住宅の提供については、一定の役割を終了したのものとして捉えまして、公営住宅法に基づく公募

について、計画しているところであります。

今後におきましては、公営住宅法による公募の手續となるため、既存の公営住宅と同様に、国が定める収入が一定水準以下の低所得者であることや、住宅困窮要件が満たされることが条件となりますので、誰もが入居できる住宅ではないことなど、誤解を招かないよう募集の際は周知徹底を図ってまいりたいと、そのように思っております。

議長（佐藤 實君） 佐藤正司議員。

10番（佐藤正司君） 私は先ほどちょっと相談あった件についてありましたので、県の住宅課のほうに行きまして、要件緩和等々についてお伺いをしてきました。そうしましたら、県のほうでは国の見解、先ほど回答あったとおりでございますけれども、その見解に基づいて、一般募集した後に被災者から入居希望者が出ないような各市町村の判断で、その一般公営住宅の移行はそれぞれの各市町村判断で決定されるはずだというふうなことの回答を受けたわけでございます。その後、都市建設課のほうに行きまして、その辺お話をしたところ、今月12月2日ですか、河北新報に載ったわけでございます。亘理町は来年4月被災者以外の入居者を募集というふうに報道がされたところでございます。

そこで、災害公営住宅には、2つの支援制度があるわけでございます。手厚い家賃低廉化補助、さらには補助期間が20年先までというふうになっておりますけれども、一般住宅になった場合、これらの補助が受けられるのかどうか、また災害公営住宅入居者と一般入居、家賃、その辺の違いが出てくるのか。そのあたりちょっとお伺いをしたいと思います。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（佐々木人見君） 佐藤議員おっしゃるとおり、一般の公営住宅というのは、先ほど町長の説明にもありましたとおり、住宅が困窮していることと、低所得ということではなっておりますが、災害公営住宅については家賃の補助といたしますか、そういったことをやっております、一般公募といたしますか、公営住宅での申し込みとなった場合にはやはり家賃の差というのは出てまいります。そういったことで進めていくということでございます。

議長（佐藤 實君） 佐藤正司議員。

10番（佐藤正司君） あともう一つ、町営住宅、今現在の町営住宅が建設経過年数が袖ヶ

沢住宅ですと41年経過しております。倉庭住宅築31年、下茨田住宅築40年、それぞれ老朽化が進んでいる町営住宅であります。27年度決算では、町営住宅修繕費が1,500万円ほど出ておりますけれども、このように毎年修繕費がかかってきます。今後この公営住宅改修によって、長寿命化を図るのか、廃止をしていく方向なのか、これらの代替地として災害公営住宅の活用をしていくのか、その辺の考えをお聞きしたいと思います。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（佐々木人見君） 既存の住宅につきましては、長寿命化計画を策定し、今年度長寿命化計画を変更いたしまして、災害公営住宅もその中に取り入れております。現在、長寿命化計画の中で策定しているわけなんですけど、今後の高齢者世帯とか、所得が少ない方の世帯とか、あと町の人口動態とかそういうのを鑑みながら、長寿命化計画の中に盛り込みながら、既存の住宅の解体とかそういったこともその計画の中で進めていきたいと思っております。

議長（佐藤 實君） 佐藤正司議員。

10番（佐藤正司君） それでは、次に移らせていただきます。第2問目、観光地への交差点道路改良についてでございます。

鳥の海観光地へのアクセスである県道塩釜亘理線と、町道鳥屋崎三丁目線起点の交差点が、観光バス等と復興工事車両の往来で渋滞をしております。今後、常磐自動車道4車線化に伴って、橋脚拡幅工事でさらに交差部分が複雑になることが予想されることから、以下についてお伺いをいたします。

1点目、交差点部分の現状をまずどう捉えているのか、お伺いをいたします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 県道塩釜亘理線、町道鳥屋崎三丁目線及び町道鳥屋崎本線との交差点の現状でありますけれども、復旧・復興事業に伴う工事車両や、その関係車両の往来、鳥の海ふれあい市場、荒浜にぎわい回廊商店街、わたり温泉鳥の海などの観光客や利用客の増加、また阿武隈川河川堤防復旧工事に伴う県道荒浜港今泉線の通行どめなどの影響も重なりまして、頻繁に渋滞が起きていることは、認識をしております。この渋滞につきましては、現在整備を進めております避難道路の町道荒浜大通線、荒浜江下線、また県道荒浜港今泉線の3路線の完成により、これまで鳥屋崎三丁目線に一極集中していた車両の分散が図られ、現在のような

渋滞は解消されるものと考えておりますので、今後も避難道路の早期完成に向け、鋭意努力してまいりたいというふうに思っております。

議長（佐藤 實君） 佐藤正司議員。

10番（佐藤正司君） 今回答されたとおり、災害工事車両、さらには通勤者、時間帯によりまして朝7時ころから、あとまた夕方5時過ぎあたりがご存じのとおり渋滞が多く発生しているわけでございます。さらに、今年あたりから、鳥の海の観光客が増加しております。震災前に戻りつつあるような状況かなと思っております。特に、はらこ飯時期の9月でございますけれども、9月から11月、その辺あたりで土日、名前を申し上げて申しわけないんですが、あら浜寿司さんでは1日600人、さらにはわたり温泉鳥の海レストラン、1日400人、そのほかふれあい市場、にぎわい回廊とも売り上げが上がってきている、それだけ混雑、荒浜のほうに向かう車が多くなってきているというふうな状況であります。

そういう状況から、そこで2点目に入りますけれども、常磐道橋脚拡張で交差点が複雑になることへの対策について、お伺いをいたします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 常磐自動車道の4車線化に伴う工事によりまして、交差点が複雑になることに対する対策ということでございますけれども、工事を担当いたします東日本高速道路株式会社へ確認をしましたところ、これから4車線化工事へ向けた詳細設計の作成を進めていくそうで、現時点におきましては交差点への影響はどのようになるか不明であるため、回答することはなかなかできないということでありました。

そのため、町といたしましても、交差点形状がどのようになるのかがわかりませんので、現時点におきましては、ご質問の交差点形状が複雑になることへの対策につきましては、お答えすることができませんが、これから東日本高速道路株式会社で進められる交差点の詳細設計の中に、町の考えについても反映させてもらえるよう要請しまして、懸念されるような交差点形状とならないように、要望していきたいというふうに考えております。

議長（佐藤 實君） 佐藤正司議員。

10番（佐藤正司君） 常磐自動車道4車線化につきましては、NEXCO東日本、平成28年6月8日に国交省大臣の事業許可を受けて、今現在一部ですけれども、4車線

化の盛り土工を始めているところでございます。復興期間の5年以内での完成を目指しているということでございますが、それで現在の橋梁部分、2車線でございますけれども、約幅員10メートルくらいになるのかなというふうに思うんですが、さらに2車線が加わりますと、3.5掛ける2で7メートルぐらい、トータルで17メートルくらいになるというふうに思うわけでございます。その橋梁部分が交差点、今言ったように県道、さらには町道の交差点になってくるわけでございますので、雨の日とか、夕暮れ、薄暗くなって交差点が複雑になることが想定されるわけでございます。十分な対策を講じていただきたいというふうに思うわけでございますが、いかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） おっしゃるとおりでございます。やはり東日本高速道路株式会社と緊密な連絡の中で対応していきたいというふうに思っております。

議長（佐藤 實君） 佐藤正司議員。

10番（佐藤正司君） それでは、3点目の安全確保から交差点改良工事が必要と考えるということでございます。答弁をお願いいたします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 常磐自動車道4車線化工事に伴いまして、交差点改良工事が必要となるのではないかとのご質問でございますけれども、先ほどの回答と繰り返になります。現時点においては4車線化工事により、交差点形状がどのようになるのかがわかっていないということで、交差点改良の必要性につきましては、お答えすることができませんけれども、これから東日本高速道路株式会社で進められる交差点の詳細設計の中に、町の考えについても反映させてもらえるよう要請しまして、交差点を利用される皆様が安全に通行できる交差点形状での整備が行われるように要望していきたいというふうに考えております。

議長（佐藤 實君） 佐藤正司議員。

10番（佐藤正司君） 現状を要望していくということでございますが、今現在でも荒浜方面、右折待ちの車両が七、八台くらい並んでいた場合に、信号機が黄色から赤に変わっても突っ込んでくる車があると、2台ぐらいしか右折できない状況でございます。対策としては、矢印形の信号機設置とか、右折レーンを長くして、時差式信号機、そういうことが上げられるのかなというふうに思います。この辺あた

りも十分県道、さらには信号機になりますと亘理警察署もかかわりあるわけでご
ざいますけれども、誰しも安全で快適に利用できる交差点改良にすべきというふ
うに考えるわけでございます。そういうことで、その辺の見解をお願いしたいと
思います。

議 長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（佐々木人見君） 佐藤議員おっしゃるとおり、現状においてもそういったこ
とが懸念されておりますので、道路の改良については県のほうと、それからやは
り信号機に関しては公安委員会というふうになりますので、現状のその辺等をお
話ししまして、先ほど一番最初のほうでお答えしたとおり、避難道路の完成とか、
そういったことも出てくると思うんですが、その状況を見ながら相談して、なる
べく渋滞とかが起きないように進めてはいきたいと考えております。

議 長（佐藤 實君） 佐藤正司議員。

10番（佐藤正司君） わたり温泉鳥の海を観光拠点として、ホテル佐勘も営業いたします。
陸上競技場、パークゴルフ場も今後完成する予定でございます。震災前にも増し
て鳥の海へ多くの観光誘致、さらには交流人口増加を促進するためにも、主要ア
クセス道路であります交差点を改良いたしまして交通の円滑化、歩行者の安全確
保が重要であることを申し上げまして、私の一般質問を終わります。

議 長（佐藤 實君） これをもって佐藤正司議員の質問を終結いたします。

次に、2番、渡邊重益議員、登壇。

〔2番 渡 邊 重 益 君 登壇〕

2 番（渡邊重益君） 2番、渡邊重益でございます。

ただいま議長に発言のお許しを得ましたので、私は今回通告順に従いまして、大
綱3点について、質問をしてみたいと思います。

まず、大綱1点目、指定管理者制度についてであります。公の施設の指定管理者
制度につきましては、多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するた
め民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上及び経費の削減等を図ることを
目的として、平成15年6月に地方自治法が改正されたことにより、創設されたも
のであります。

本町では、平成18年9月より制度導入がなされ、現在でも社会福祉施設、駐輪場
などの各施設において、指定管理者による管理運営が行われております。最初の

施設での制度活用から数えますと、丸10年が経過しており、今後の公共サービスの向上について、町当局との議論を試みる際に、指定管理者制度は単に民間業者による運営管理をするだけではなく、公共施設のあり方そのものを議論する上でも重要な機会となることから、本町の指定管理のあり方について検証すべきと考え、今回の一般質問で取り上げた次第であります。

それでは、（１）指定管理者制度の導入効果と課題についての質問から伺ってまいります。この12月の定例会においても指定管理者の指定についての議案が提案されておりますが、まず1点目、これまでの各施設の導入効果について、ご所見をお伺いいたします。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） 平成18年度の指定管理者制度導入当初は、11施設において制度の運用を開始いたしました。現在では、震災や制度導入の方針変更に伴いまして、4つの社会福祉施設、5つの駐輪場等、合わせて9施設で制度を利用し、運営を実施している状況でございます。

指定管理者制度導入による効果といたしましては、施設の管理に当たりまして、民間事業者のノウハウを活用することで、利用者に対するサービスが向上しており、また本町で制度導入している施設の指定管理期間は3年間としており、その期間の中で施設管理の計画、実行、評価、改善といった段階を踏まえることから、施設管理、運用を継続的に改善することで利用者に対するサービス改善にもつながっていると考えております。

議 長（佐藤 實君） 渡邊重益議員。

2 番（渡邊重益君） ただいまの町長のご答弁からは、本町の制度導入に際しましては、民間のサービスの活用により、利用者サービスが向上していると。また、期間を3年とすることで継続的な改善が可能になるというご答弁で、利用者へのサービス改善にもつながっているという見解でございます。

そこで、幾つか再質問させていただきたいと思っておりますけれども、先ほどご答弁にありました震災や制度の変更、方針の変更というお話がありましたけれども、そこで当初11施設というお話でしたけれども、現在9施設になっている。そこで、方針を変更した具体的な理由について、お伺いしたいと思います。

議 長（佐藤 實君） 企画班長。

企画財政課企画班長（宍戸和博君） 現在9施設、以前は11施設で指定管理者制度を活用しておりました。以前指定管理者制度を活用していた3施設のうち、亶理町デイサービスセンター鳥の海荘につきましては、建築後40年ほど経過しておりまして、かなり老朽化が進んでおりました。そのような状況の中、指定管理者でありました社会福祉法人日就会のほうから、民設民営でサービスを提供したいという申し出がございましたので、平成22年3月31日をもって指定管理者を取り消しております。

次に、亶理町荒浜漁港フィッシャリーナにつきましては、震災により施設が流出、被災したために、平成23年4月1日に指定管理者を取り消しております。

最後に、亶理町デイサービスセンターおおくま荘につきましては、鳥の海荘同様に、社会福祉法人日就会のほうに指定管理契約を締結しておりましたけれども、施設利用による利益が生じ、また契約内容に機械や備品等の修繕費につきましては、町が負担するというふうなこととなっていたため、平成24年度より建物を無償貸付、土地を賃貸借契約として施設の管理方針そのものについて変更したものでございます。以上です。

議長（佐藤 實君） 渡邊重益議員。

2 番（渡邊重益君） 今の変更の理由承りました。この指定管理者制度、本町では先ほど18年9月からということで、福祉施設並びに駐輪場ということで、今協定を結んで運営しているということですが、実は私事ですが、私の長男が9年間の義務教育を無事終えまして、ことしの4月からJRを利用して通学しております。私も時々浜吉田駐輪場を使わせていただいております。また息子も駐輪場を利用させていただいております。

その中で、この前こんなお話がありまして、実はたまたまパンクしておったんですね。今現状なかなかパンク修理をしてくれる自転車屋さんというのがなかなか現在は少なくなってきておりまして、こういった駐輪場の指定管理者制度を現在の町のほうで運営している中で、現在は防犯、盗難防止とかそういった観点で管理委託をされていらっしゃると思うんですけれども、さらに町民サービスの向上という観点から、例えば管理委託料の中に盛り込めるかどうかはちょっとわかりませんが、サービスの拡充という観点から、こういった例えばパンク修理、それから安全といいますか、パンク修理などのサービス、そういったものも管理

者制度の中に盛り込んでいけるのかどうか、この点についてはいかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（佐々木人見君） 3 駅の駐輪場を担当している立場から、都市建設課のほうから回答させていただきたいと思いますが、まず今指定管理をされている行政区の団体、それからシルバー人材センターあるわけなんです、その方たちが受け入れていただけるかということと、あとはやはり自転車屋さんが少なくなったといえ、それをなりわいとしている方々もいらっしゃいますので、その辺の協議は必要になってくるのかなと思います。

それで、制度的にそれを取り入れるかということについても、法的なことについてやはり今後調査していきながら、やっていかざるを得ないのかなと思いますが、すぐそういった形ができるというのは判断しにくいかなというふうに今考えております。

議長（佐藤 實君） 渡邊重益議員。

2 番（渡邊重益君） 10年経過しまして、いろんな意味で見直ししていく時期にもさしかかっているのかなと思いますので、現状のサービスに満足することなく、さらに町民サービスの向上に向けて庁舎内でも各課含めて検討していただきたいなというふうに思っております。

次に移ります。

②今後の課題をどのように認識しているか、こちらの件につきまして、ご所見をお伺いいたします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 課題につきましては、仮に指定管理者が交代した場合、これまで培ってきたノウハウが妨げられるおそれがあること、また人件費の抑制などコスト削減のみが着目され、十分な施設の運営経費が確保されず、施設の設置目的が達成されない場合は、利用者に対するサービスの低下や地域の雇用に影響を与えることが懸念されます。

そこで、指定管理者制度を有効に機能させるためには、施設の設置者であります町が、当該施設の設置目的を明確にする必要があり、そうでなければ指定管理者側が的確で創意工夫を凝らした運営、管理を実施することができないと考えております。

この制度のメリットを十分に発揮させるためには、町が指定管理者に指定管理料を支払う場合でも、また施設の利用料金を指定管理者の収入とする利用料金制度を採用する場合であっても、指定管理者側が投資を行えるような試みが施設の設置者側にも、管理者側にも求められておりました、このような試みにより、利用者サービスの向上につながるものと考えております。

議長（佐藤 實君） 渡邊重益議員。

2 番（渡邊重益君） 管理者がかかった場合の課題として、ノウハウが妨げられるおそれがあると。そうならないためにも、町当局の担当部署でも管理者から実績報告書というものが、毎年上げられていると思います。こういった報告書をしっかり分析しまして、ノウハウを積み上げていく。そうすることによって、これらの課題はしっかりと解決されるものと思います。また、現在本町の調べてみますと、指定管理者は全て非公募で採用をしている経緯がございます。公募制が基本であるこの制度において、施設の特性から公募制を採用することも今後当然あると思います。ましてや、今現在9施設ですけれども、今後ますます行財政改革の中で、経費削減といったところの課題もあるわけですから、こういった指定管理者制度を拡充していくためにも、町民サービスの向上を図るためにも、管理者がかかわっても町民サービスの低下にならないような、さらに制度理解を深めていく必要があると思います。

そのような課題にしっかりと対応していくためにも選定委員会のあり方を今後もしっかりと検証する必要があると思います。また、指定管理者制度にかかわるガイドライン、こういったものを整備していく必要があると考えますが、町長ご所見をお願いいたします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 現在のところ、9カ所の指定管理状況となっておりますけれども、ガイドラインの整備の予定は今のところございません。しかしながら、おっしゃるように、今後指定管理施設の増加、あるいはまた契約期間の状況によっては、整備を検討していきたいというふうに思っております。

議長（佐藤 實君） 渡邊重益議員。

2 番（渡邊重益君） 公平性という観点からもやはり選定委員会での厳正なる評価ということだけでは、やはり不十分なところもあると思いますので、ぜひこのガイドラ

インの検討を含めて、今後検討していただきたいと思います。

もう1点、質問させていただきますが、労働者の問題について、ご提案させていただきます。この指定管理者制度におきましては、経費削減が制度の大きな命題であるがゆえに、労働条件や働きぶりの問題についてよく議題に上がってきました。町営であれば、予算書や条例の給料表などを見れば、大体わかるわけですが、管理者制度になりますと、全体の決算に占める人件費の割合といったものが非常に見えにくくなると。そういった経費削減だけを目的として、締めつけを厳しくすれば、それに対応する民間業者も指定管理者制度をやめていくといった制度上のマイナス面もあるわけでございます。

そういった中で、近年は労働条件を審査するための審査機能の確保を目的としまして、社会保険労務士に委託して労働環境のモニタリングなどを実施している先進地がございます。第三者の評価制度ということで、こういったものの導入を今後検討すべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 今のところ、9カ所の指定管理状況となっておりますけれども、指定管理者選定委員会において、評価していただいているところでございますけれども、今後指定管理施設の増加や契約期間の状況によりましては、第三者評価制度、このことも検討してまいりたいと思います。

議長（佐藤 實君） 渡邊重益議員。

2 番（渡邊重益君） ぜひ先送りせずに、早急に検討していただきたいと思います。

続きまして、（2）今後の活用についてということで、この大綱最後の質問に移ってまいります。

人口減少や一層厳しくなる財政状況を背景に、公の施設は統合が今後進んでいくであろうと予測されるわけであります。地域創生のスローガンのもと、公の施設は地域活力創造の拠点としての役割がさらに期待されていくと考えます。そうした中、単に管理運営を担う代行であるというだけの立場から、公の施設の管理運営を通じて、地域課題を解決していくような新たな価値を持つことが期待されていると考えております。

そこで、質問ですけれども、本町において文化・スポーツ施設などでもこの制度活用を推し進めていくべきではないかと考えますが、町長のご所見をお願いいた

します。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 教育長のほうより答弁したいと思います。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） それでは、渡邊議員にお答えいたします。

第5次総合発展計画におきまして、協働のまちづくりの推進をうたっております。生涯学習拠点施設の整備充実を図るに当たって、指定管理者制度や民間活力の導入などを検討し、地域に密着したより利便性が高く、質のよいサービスの充実に努めるとしております。文化施設の1つである図書館でございますが、図書館への指定管理者制度の導入につきましては、平成22年の3月議会でもお答えしておりますけれども、当時この制度を導入している施設を視察あるいは情報を集めながら図書館のあり方や、利用しやすい図書館づくりを考え、検討を深めたいとしておりました。

ご案内のとおり、指定管理者制度は施設の管理全般を委ねることから、指定する自治体が公共施設運営の目的を明確にすることが大前提となります。特に、本町の図書館は郷土資料館との複合施設でございますので、専門的なサービスや調査研究を含む業務を行う施設でもございますために、公共施設運営の目的は不可欠になるというふうに考えております。

一方、日常的な住民活動に使用される公民館などの施設は、よりよいサービスの提供とコスト削減の手法をマニュアル化することで対応できるものと考えられますが、指定管理者制度を導入したとしても、これまで公民館は住民の自主的な学習活動の場としての配慮はあるものの、行政による生涯学習事業を進めてきた傾向があるため、行政といたしましては住民が自主的に運営や事業に参加できる環境の整備、地域の自立の支援、情報や研修機会の提供等のサポートが必要不可欠であると考えられます。

また、専門的、技術的な力量を持った今現在もいるんですけれども、県からの社会教育主事の派遣等も必要と考えられておりますので、現段階では指定管理者制度の導入というのはなかなか難しいものかなというふうに考えております。

しかし、体育館とか運動場などのスポーツ施設につきましては、各施設が小規模なために、町内全ての施設を一括で委ねるのが望ましいと考えられますけれども、

もしそれが困難な場合は、施設ごとに募集をかけて、受けてもらえるような施設があれば、順次指定管理に移行できればなというふうに今現在考えているところでございます。以上です。

議長（佐藤 實君） 渡邊重益議員。

2 番（渡邊重益君） 今回の教育長のご答弁からは、今の現状では図書館それから郷土資料館、こういったところは非常に研究業務を要するので、非常に難しいという回答でありましたので、今すぐというわけではないので、仕方ありませんけれども、本県でありますと、多賀城市が図書館を指定管理者制度を使って運営を始めております。先ほどの答弁の中でも平成22年の3月にこの議会でも取り上げられました。一応そこから数えますと、5年以上経過しているわけでありまして、今機構改革等の中で、こういった研究業務を分離するというのも確かに難しい面もあると思うんですけれども、そういったことを分離すれば十分指定管理者制度に移行することも可能ではないかなというふうに考えるわけでありまして。

私もぜひそういった多賀城の図書館、そういったところも視察するなどぜひ当局とも一緒に、視察など大歓迎ですので、今後前向きに捉えていていただきたいと思っております。

また、今の答弁で、スポーツ施設、こういった体育館や野球場、そういったスポーツ施設は今後導入の余地があるということで、一歩前進しているのかなというふうに思います。一括に契約、受け手の問題もありますから、こちらからラブコールだけ送っても、なかなか受け手の問題ですぐ指定管理者制度は使えるかどうかというのがありますけれども、やはり町からどんどん発信をしていくことで、そういったNPO法人とか、株式会社ですとか、民間の活力をやっぱり使うということは今後の行財政改革の中にも求められていることだと思っておりますので、前向きに検討していただきたいと思っておりますし、例えば体育館などでは今はやりのネーミングライツなど、そういったものに取り組むことで、非常に収入の1つにもなるわけですので、ぜひ収入につながるということも踏まえて、指定管理者制度を前向きに取り組んでいただきたいと思っております。

今後さらに多様化する住民サービスの向上という目的を達成するため、官民それぞれが制度をしっかりと理解し、ともにアイデアを競争し、よい制度に変えていかなければならないということをお願い申し上げまして、次の質問に移りたいと思いま

す。

議長（佐藤 實君） 渡邊議員に申し上げます。

一般質問の途中ではありますが、ここで一旦休憩をいたしまして、再開後に残りの一般質問を行いたいと考えますが、よろしいでしょうか。

それでは、休憩をいたします。

再開は、午後1時といたします。休憩。

午前11時57分 休憩

午後 0時55分 再開

議長（佐藤 實君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

渡邊重益議員。

2 番（渡邊重益君） それでは、お昼休憩前に続きまして、一般質問を続けてまいりたいと思います。

大綱2点目の行政サービスの向上についての質問に移ってまいりたいと思います。

さきの3月の定例会におきまして、私もICTの利活用ということで、行政サービスの向上についてを取り上げまして、一般質問をさせていただきました。そこで、今回は行政の窓口サービスの環境改善についてという細目で質問をさせていただきます。

東日本大震災発災から数えますと、早いもので今月の11日で5年と9カ月を迎えようとしております。ことし4月には、本町の震災復興計画に掲げたさまざまな復興事業の進捗状況などを取りまとめました冊子、復興のあゆみが全戸に配布されるなど、本町の復興は着々と復興完成へと進んでいるわけではありますが、今日の亘理町があるのは、ここにご参会の皆様初めまして、関係各位が町民の皆様と一丸となって復興を推し進めてきたあかしであると、大変感慨深いものをこの一般質問の壇上の席で感じている次第であります。

しかし、現実に目を向けてみますと、最大で1,126戸ありました仮設住宅に入居される方が今年度末には全て退去されると、そういった喜ばしい状況がある一方で、防災社会基盤づくりと道路網の整備として、整備予定の5本の避難路はいずれも完了しておらず、先日11月22日に発生しました福島県沖を震源とする地震により津波警報が出されたことで、荒浜地区や吉田東部地区の沿岸部住民が避難所へ避難する姿を、私も消防団の一員として警備のかたわらに垣間見ておりました

が、避難道路の一日も早い完成が本町の復興事業において、非常に重要かつ急務な事業であることを再認識させられました。

そして、もう一方で残る重要な事業が行政サービスの本丸となる役場庁舎、保健福祉センターの早期完成であります。先日の新庁舎建設特別委員会におきましても、平成31年の供用開始を目指し、現在は基本設計プランのブラッシュアップ中であると、そういった点を町当局から進捗のご報告をいただいたところであります。

そこで、①の質問であります。現在は、この議場を含む2階建ての北側プレハブ、来庁者の多い町民生活課などが入る南側のプレハブなどを含め、仮設の庁舎として現在まで行政サービス窓口を提供してきたわけですが、狭隘なスペースの業務のみならず、昼食も自席でとらざるを得ない職場環境である現状には、私の知人などからも非常に気を使って昼の時間帯は役場への訪問を避けてしまうと、そういった町民の声があることも事実であり、大変ご不便をおかけしてはいるながらも、大変深いご理解と心遣いをいただいていることに、改めて町民の皆様へ感謝を申し上げる次第であります。

しかし、新庁舎の完成までにはまだまだ3年も時間を要することから、このプレハブ仮設庁舎での業務も今後同様に継続していくことになる点と、先ほど申し上げたとおり、仮設住宅の解体、復興事業がある程度落ち着きを示し、震災前の通常業務に戻りつつある現状を鑑みた場合、行政サービスの向上の一環として、現在窓口サービスの環境改善をする必要があると考えます。

特に、南側プレハブ仮設庁舎内に設置されている課は、窓口に来られる町民の方々と混雑すると、前後すれ違うことさえ困難であることから、大小は問わずとも、高齢者または障害者の方が来庁しても、腰を下ろして待つことのできる待合スペースなどの整備が必要であると考えますが、町長のご所見をお伺いいたします。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） 現在、震災後の平成23年4月よりプレハブづくりの仮設庁舎といたしまして、応急的に最低限の業務に必要な機能は整備したものの、役場敷地の形状等からプレハブ仮設庁舎を分散せざるを得ない状況にあり、待合スペースもなく、事務作業スペースなども狭隘で、その環境は好ましいものではなく、また設

置してから5年以上経過することから、劣化によるふぐあいも顕著にあらわれてきております。来庁される町民の皆様には、わかりにくく、行政サービスの低下を招き、利便性が大きく損なわれていることから、大変ご不便、ご迷惑をおかけしているのが現状でございます。

この問題や課題をこの限られた空間で少しでも解消すべく、現在作業を進めております役場組織の機構改革の中で、課の新設や統廃合を含めた事務事業の見直しを実施し、その中でわずかながらもスペースを確保しまして、少しでも町民の方々が利用しやすい環境が構築できるよう改善を検討しております。来年の平成29年度から新配置として、環境整備を目指しています。

いずれにいたしましても、この庁舎環境では、幾ら改善や工夫を凝らしましても限界がございますので、新庁舎完成までの間、町民の方々を初め来庁される方々には大変ご不便をおかけすることとなりますが、ご理解をお願いして、一日でも早い新庁舎完成に向けまして努力していきたいと思っておりますので、議員の皆様におかれましても、引き続きこの点ご協力お願いしたいとこのように思います。

議長（佐藤 實君） 渡邊重益議員。

2 番（渡邊重益君） ただいまの町長のご答弁によりますと、現在作業を進めている機構改革の中で、事務事業の見直しを進めていっているということですね。来年度からの環境整備を目指すということでございました。そこで、町民の目線で改善に取り組むといった点に関しまして、非常に私も高い評価をしているところでございますし、来年の29年度からどんな形であるかわかりませんが、スペース確保に取り組んでいくというご回答の中で、現在も検討中であると思っておりますけれども、不確定要素も多い中で、答えられる範囲の中で結構ですので、具体的にどのあたりちょっと検討していく予定なのか、お伺いいたします。

議長（佐藤 實君） 企画班長。

企画財政課企画班長（宍戸和博君） 先ほど町長のほうの答弁にもございましたとおり、来庁される町民の皆様に対しましては、大変ご不便、ご迷惑をおかけしているのが現状でございます。特に、町民生活課、健康推進課、福祉課、会計課を配置しております南側庁舎の現状につきましては、窓口業務が混雑している際、来庁したお客様は立って待っている状況でございます。また、車椅子利用者の方につきましては、通路が著しく狭く、通行に不便を来しているところでございますので、

今現在検討している内容につきましては、今現在の町民生活課と健康推進課の間に何とか待合スペースを設けて、少しでも利用しやすい環境への改善を図るべく今調整をしております。

何分、今検討中でございます、決定された事項ではないので、その辺ご了承くださいたいと思います。以上です。

議長（佐藤 實君） 渡邊重益議員。

2 番（渡邊重益君） わかりました。北側が特にやっぱり来庁者が多いということで、特に南側も含めてなんですけれども、今の北側におきましては、被災3課ということで、今後南側よりは空間が作りやすいのかなというふうに思っております。

そこで、もう1点お尋ねしたいと思いますけれども、機構改革を推し進めていく中で町民の方々が、利用しやすいスペース、環境を構築していくということで、まず現在はどうなんだということで、例えば窓口に来られた町民の方々、住民票ですとか、いろんな方が来庁されるわけなんですけれども、そういった方々に現在はこの庁舎の運用といいますか、使い勝手とか、不便、どのように感じているかといった点、アンケート調査を実施して、来年の機構改革に生かしていくのも1つの手ではないかなと考えますけれども、そのあたりのご所見等いただければと思います。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 先ほども申し上げましたんですけれども、この庁舎環境では、幾ら改善しても限界がございます。町民の声を反映したというのは、やっぱり新しい庁舎になって、そのときかと思えます。現在町民の方々を交えてのワークショップ、2回開催しておりますけれども、これらから出された意見も参考にしてやっていきたいと思えます。現状でのアンケート調査というのは、ちょっとやっぱりこの状況の中ではちょっと無理かなというふうに思えます。先ほど来庁者の方々もそうですし、ただいま昼時、職員も自分の席というか、お客さんが来れば当然立たないとだめですし、そういった中での業務でございます。職員においてもこういった環境の中でよくやってくれていると思えます。ただ、亘理町の震災、先ほどいろんな議員からご質問あったんですけれども、住まい、それからなりわい、それから学校関係、教育公共施設、この3本柱まず重点的にやっただ。ただ、おこなっているのはご指摘のとおり、避難道路、それから危険区域の土地利用の活用

ですかね、これがおくれていることは事実でございます。

そして、役場庁舎は被災者の方々方が落ち着いてから、最後にしていたことなので、このようなことになったことを十分ご承知願いたいと思います。まだ5年9カ月頑張ったわけですから、もう少し町民の方々にもご辛抱いただきたいなど、職員もぼろは着てても心は錦のつもりで、ひとつ頑張っていきたいというふうに思っていますから、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（佐藤 實君） 渡邊重益議員。

2 番（渡邊重益君） 町長の今の切実な思いを受けとめまして、最後に約3年、新庁舎まで時間を要するわけでございますので、来庁者への挨拶や、例えば電話対応、そういった町民サービスの向上には細やかな心配りがやはり基本であるということ再度心がけていただきたいという点と、もう1点、新庁舎建築に対しましても、やはり1人でも多くの住民、町民に理解が得られるように、窓口サービスの業務の向上だけではなく、全ての業務がサービス向上につながっていくんだというそういった意識を、職員皆様に持つことをお願ひしまして、この2点、町長にお願ひしまして、また来年春の機構改革を楽しみに、大いに期待して次の質問に移ってまいります。

それでは、最後の質問であります。

大綱3点目は、教育行政についてであります。私のことし最後の一般質問大綱になりますので、闊達な議論がなされるよう、私もしっかり取り組んでまいりますので、岩城教育長におかれましても、どうぞよろしくお願ひします。

（1）新教育長就任に当たり、指導方針及び指針についてということでございまして、岩城教育長におかれましては、さきの9月の定例会におきまして、齋藤町長の任命により議会の同意を得まして、新教育委員会制度における最初の教育長に就任されたわけでありまして、辞令交付の様子が11月号の広報わたりに掲載されており、被災した学校も再興を果たし、今後はソフト面の充実が課題になる、学力及び体力の向上と豊かな心の育成、さらには食育の充実も図っていききたいとの挨拶をなされた記事を私も拝見しております。

そこで、今後の3年間の任期中にどのような指導方針で、本町の教育行政を牽引していかれるお考えなのか、情熱の魂のこもった覚悟もあわせて、教育長のご所見をお伺ひいたします。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） 教育長より答弁いたします。

議 長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） それでは、渡邊議員にお答え申し上げたいというふうに思います。

東日本大震災で被災しました学校の改築及び再建につきましては、保護者並びに地域住民の皆様方の多大なるご支援、ご協力を得まして、県内でもいち早く再興することができました。大変よかったなというふうに思っているところでございます。おかげさまでハード面につきましては、この3月に荒浜小学校のプールも完成し、この夏から使用したということで、ハード面は全て完了していると。次は、ソフト面の充実強化を図ることが私に課せられた大きな仕事かなというふうに思っているところであります。

ご案内のとおり、本町の教育理念は、まちづくりは人づくり、人づくりは教育にありであります。いわゆる教育の目指すところは、人づくりであるというふうに捉えております。そのことを踏まえて、私は感動と感化に満ちた教育の創造に取り組みたいというふうに考えております。これは、私が学校現場にいたときも、教育行政に携わっても、一貫した教育基本理念でありますし、ビジョンであります。この感動と感化に満ちた教育の創造というのは、教育現場であろうが、教育行政であろうが、私の一貫した基本理念であります。

それでは、感動とは何か。感動とは、虚心と奉仕。つまり教育活動の充実そのものであります。感化とは、信頼と尊敬。いわゆる望ましい人間関係の構築を指しております。その基底をなすものは対話と協働であるというふうに私は考えております。

学校教育の目標は、生きる力の育成であります。学習する喜びを感得し、学び続ける意欲や力をつけてやる、つまり学校教育の充実が子供にとって生涯学習の基盤になるんだらうというふうに考えているところでございます。

そういうふうな基本理念を踏まえまして、重点的な指針といたしまして、全部で一応7つ考えております。

1つは学習指導、これについては基礎基本の確実な習得と活用力の育成を図りながら、学力の向上を図ると。それから、学習習慣の確立、先生方の研修機会の拡充、それから校内研修の充実です。そして、昨年度から本教育委員会に配属しま

した指導主事の活用。これが1つ目。

2つ目は心の教育、マナーアップキャンペーンのあいさつ運動の継続、これは志教育とリンクしております。そして、規範意識の涵養、子供たちの。それから、それをするためにはどうしても保護者との協力連携が必要になってくる。これが2番目の心の教育。

3番目は体力運動能力。教科体育というのがありますが、週3時間あります。教科体育の創意工夫をやってもらいたい。例えば45分小学校の授業で、最低でも30分は体を動かすと、そういうふうな授業の実践、これが非常に大事だろうと。つまり、他人の演技の様子を見ていて、10分しか体を動かさないような体育ではだめだと私は言っているわけで、それから外遊びの奨励ですね。今宮城県教委では、八の字縄跳びの奨励をしています。本町でもある学校が参加しております。そういうふうに冬場は特に、縄跳びなんかをやったり、あるいはドッジボールとか、そういうふうな外遊びを奨励していきたいと。これが3つ目。

それから、生徒指導ではいじめと不登校を生まない学校づくり、これは県の教育委員会も全く同じです。私もそれに全く同じ考えを持っております。そのためには、子供の心に寄り添った指導、そしてスクールカウンセラー、小中学校に配属しております。あと、スクールソーシャルワーカー、今年度から配属しました。来年度は2人体制にしたいもんだなというふうに思っています。これが4つ目。

5番目は安全指導防災教育、学校の実態に即した危機管理マニュアルの樹立と更新。この前の11.22の避難指示があったとき、マニュアルに沿って各学校の先生方対応してくれました。避難所開設も非常にすばらしくやっていただきました。そういうふうなこと、そしてまた何も災害というのは津波だけじゃございません。大雨、洪水、突風、そういうふうなことに対応した避難訓練を必ず実施する。これが5つ目。

6つ目は食育の推進でございます。学校給食の充実、本町の学校給食センターは、かなり老朽化はしていますけれども、所長以下職員、管理栄養士もいますし、栄養教諭は2人体制にしました。これは、小学校中学校に食育教育を充実するという意味でやっていますので、これも継続していきたい。そしてまた、子供たちの望ましい食生活週間の樹立。やっぱり食の乱れというのは学習にも相当影響します。そういうふうなことも含めて、保護者との連携を深めながらやっていきたい。

それから、最後7つ目、人材活用、協働教育とも言うております。例えば放課後子ども教室、いわゆる放課後学校というやつですね。昨年度から吉田小学校、今年度逢隈小学校、来年度亘理小学校でやる予定にしています。町内全てこれを実施していきたい。高屋小学校は、児童クラブがございませんので、子供の数が少ないので、これはできるかどうか、ちょっとわかりませんが。それから、防災キャンプ、もう既に荒浜小学校、長瀬小学校、吉田小学校、逢隈小学校もやっています。そういうふうなことで、全てやっていきたい。来年度は高屋小学校もやる予定です。それから、農業体験、小学校でやっています。稲作、大豆、サツマイモ、リンゴ、イチゴ、こういう体験を大いにやらせたいなと思っております。それから、中学校では職場体験ですね。中学校2年生やっています。それから、キャリア教育、職場体験もキャリア教育の一環ですけれども、これはその道の達人といたらいいんでしょうかね、専門家をお呼びして、仕事の様子等を中学生全員に話を聞かせて、将来の進路とか、そういうところを参考にしてもらおう。これは、全校の中学校でやっている。それから、部活動も今現在3校から協力を得ております。それを拡充して、できればもう少し大学生なんかの活用をして、部活の顧問の先生方の負担を軽減していきたいもんだと、こういうふうな考えでいこうかなというふうに思っているところであります。

また、生涯学習あるいは社会教育につきましては、町民一人一人がいつでもどこでも、誰もが学べる、そして活動できる環境を整備しまして、住民一人一人が自己実現できるように、支援していきたいというふうに考えております。また、町民の多様なニーズに真摯に耳を傾けながら、学習機会の拡充や、内容の充実に鋭意努力していきたいというふうに考えているところでございます。以上です。

議長（佐藤 實君） 渡邊重益議員。

2 番（渡邊重益君） 実に、多岐にわたる重点的な指針でありまして、私も全て今書きとめられませんでしたけれども、その中で再質問させていただきたいと思いますが、教育長みずからが現場からの教育理念である感動と感化に満ちた教育の創造への取り組みや、改めてソフト面の充実強化を図ることが教育長に課せられた大きなミッションであると、そういった言葉を直接拝聴することができましたことは、私も子育て世代のど真ん中にいる親ですから、非常に力強い決意と感じた次第であります。ぜひとも、これらの指針のもとに未来の亘理を担う児童生徒のために、

責任ある立場の教育長が努力されますよう私もメールを送りたいと思います。

さて、そこで先ほど教育長よりご答弁をいただいた重点的な指針にもありましたが、やはり生徒指導によるいじめと不登校について、少し伺いたいと思います。また、このいじめと不登校に関しましては、3月の定例会で同僚議員の鈴木高行議員がテーマについて一般質問を行っておりますので、詳細の質問は控えたいと思いますけれども、至る10月の、ことし下旬から11月にかけて文科省が公表しました2015年における児童生徒問題行動調査では、児童生徒1,000人当たりの件数がいじめ、不登校とも全国ワースト2位と、本県、宮城県、非常に憂うべき事態であるということが改めて報道関係を通じまして、県内全域に伝えられたわけでございます。

また、先日一般質問の調査のために、学務課の鈴木次長のところに伺った際に、いただいてまいりました資料、平成27年度における児童生徒の問題行動等に関する調査（宮城県分結果）10月27日公表分ですね。この資料にいろいろ目を通しますと、非常にいじめ、不登校の問題がいかに宮城県の喫緊の課題であるかということが、理解できるわけであります。

本町におきましても、昨年度3月末段階でのデータからは不登校者数、小中合わせて55人ほど、資料を先日これもいただいてまいりましたけれども、たしか私の記憶によりますと、鈴木高行議員が答弁を求めた際には47人でした。3月末の段階で55人とさらに増加している傾向にあると。非常に本町にとっても急務な問題であるということを理解するわけでございます。

そこで、2点、対策を重視して、この問題の課題解決へと進めていく必要があるのではないかと考え、まずご提案させていただきたいと思うんですけれども、まず1点目です。不登校児童生徒に対する支援のあり方です。先月11月の上旬に、吉田地区交流センターで、亘理郡学校保健会による講演会が開催されまして、私もPTAの1人として参加してまいりました。そのご講演いただいた話の中には、登校拒否になった際、まず対人関係を断たないこと、それから自己否定感を持たせないように育てることが重要だと。そうすることによって、18歳以降も普通に生活ができるようになるなど、参加していた養護教諭、それから学校関係者の多くが熱心に耳を傾けて伺っているところを見ますと、本町ではスクールカウンセラー、本町では9校と伺っておりますけれども、また来年度から増員をかけるス

クールソーシャルワーカーの方々が教員と役割分担を行いながら進めていくことも十分必要であるかと思えますけれども、やはり児童生徒の直接の窓口である教員一人一人、こういった研修を数多くやっぱり受けていただいて、現状を踏まえて教育行政を進めていっていただきたいなというふうに思うわけですが、このあたりの件に関して、教育長ご所見をいただければと思います。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 不登校に関しては、非常に本町も増加している、憂慮すべき事案かなというふうに思っているところでございます。不登校の要因については、いろんなものが重なっていて、これが原因だというのがつかめないのが一般的でございましてけれども、ただ、やはり一番多いのが中学校1年生になった、中1ギャップ、現在小学校で不登校から不登校気味が8人なんです。今現在ですよ、11月現在。ところが、中学校は50名います。若干さっきのデータよりもふえていると。不登校の1年生が非常に多くなっているんですね。学校によります。そういうふうなことで、やはり小中の連携というのが非常に大事だと。その小学校のときの情報を中学校にしっかりと、今までもやってもらっているんですけども、逐一やってもらわないと困るかなというふうに思っているところであります。

それと同時に、先生方の指導力ですね。うちにスクールソーシャルワーカーの望月先生がプロ、スーパーバイザーで宮城県で2人しかいない方が、本町に1人来ていただいています。実はきのうも学兄連の中で、講演会を開いております。生徒指導主任が各学校校長と、これは亘理郡ですけどもね。山元町の学校の先生方もおいでになった。約1時間ほど講演を聞いて、不登校への対応の重要性と対応の仕方等々について。本町では来月、1月に荒浜中学校で心のケアということで、やっぱり望月先生から荒浜中学校でやることになっています。これは、町内の先生方対象で、そういうふうに先生方の不登校に対する指導力アップというか、これはやっぱりもっともっと拡充していく必要があるのかなと思って、研修の機会ということを多く設定していきたいというふうに思っているところであります。以上です。

議長（佐藤 實君） 渡邊重益議員。

2 番（渡邊重益君） もう1点、ご提案、ご提言させていただきます。今教育長のご答弁にもありましたけれども、非常に小学校から中学生に上がると、そういった不登

校が増加するというものであります。実は、未然防止に係る魅力ある学校づくりへの取り組みというのが、先日私も教育次長からいただいていた資料に記載があります。ここでは、まず特に不登校の要因というのは、中1ギャップと、こういったところによるものが多くあると言われているようです。不登校出現率を大幅に下げる、半分以下に成功したと言われる東京の三鷹市、これは生活環境も当然違いますから、数字もこのデータというのが参考になるかちょっとわかりませんが、東京都の三鷹市などでは実は復帰率は20%から30%、不登校出現率を大幅に下げることに成功した三鷹市ですら、実は復帰率は20%から30%なわけです。実はほかの自治体と余り大差がないということがわかったわけです。この不登校対策というのは、復帰率を上げるというよりは、事前の出現率を下げる対策のほうが効果があるんだらうというふうに私は考えるわけです。

そこで、具体的な例なんですけれども、例えば6年生のときに同じ中学校に進む児童生徒たち、例えば亘理中学校でしたら吉田小学校、そういったところですね。それから、中学校1年生においてはできるだけ早い段階にアドベンチャー教育と言われる手法ですね、こういったものでチームビルディングを行うということは、非常に効果が高いというふうに私も思うわけです。こういった取り組みに今後本町の教育委員会で検討していただければいいのではないかなというふうに思うんですけれども、教育長いかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 先ほど言いました小中連携ということで、もうこれは各学校取り組んでおります。中学校のほうに行くと、もう既に荒浜小学校は荒中に行くと、学習の様子、部活の様子を見ています。亘理中学校は亘理小、吉小、高屋小から3校から集まりますけれども、全ての小学校が亘理中学校に行くと、先輩の授業の様子、あるいは部活の様子なんかを見ると。あと、中学校の先生からちょっとお話をしてもらおう。あと、逆に亘理中学校の生徒が夏休みに亘理小学校の子供たちに算数、国語の学習を教える、そういう取り組みを昨年度からやっております。そういうふうにして、小中の垣根をかなり低くしていると。これが非常に大事だし、中1ギャップを防ぐ1つの手法かなというふうに思っておりますので、これをさらに進めていきたいと。

それから、先ほどアドベンチャーということがありましたけれども、中学校1年

生では、どこでも合宿訓練をやっています。遠いところは岩手県との県境にあります宮城県の県境、花山ですね、そういうことでいわゆる登山をやらせたり、集団行動をやらせたり、キャンプをやらせたりすることによって、共同する力を培うということで、中学校1年生を対象にどの中学校もやっていますので、それをさらに中身をうまく工夫することが必要なと思います。特に、不登校気味の子供というのもそういう行事には参加しますので、その中での人間関係をうまくつくっていきけるような方法を各学校で考えてもらわなければ困るなというふうには思っているんですね。その合宿訓練が終わるともう不登校になったのでは、お話にならない。そういうふうな活動の中身、これも創意工夫してもらえればなというふうに思って、校長会、教頭会においてはお話ししているんですけども、さらにそれを強化してもらえればなというふうに思っています。以上です。

議長（佐藤 實君） 渡邊重益議員。

2 番（渡邊重益君） 昨年度から取り組んでいるということなので、中身をやっぱりお話ありましたように、工夫、これ教員の工夫とつながるわけなんですけれども、1つ参考に数字をご紹介しますと、先日いただいたデータなんですけれども、私の母校で、長瀬小学校、これはゼロなんです。吉田中学校もゼロ、吉田中学校、長瀬小学校は唯一亘理町で持ち上がる学校ですね。ところが、亘理小学校から亘理中学校へ、それから逢隈、こういったところは非常に人数が多いということで、当然その率もありますからね、当然数がふえてくるということはあるんでしょうけれども、各地区から集まってくる中1のギャップというのは、先ほど教育長がおっしゃったように、片一方だけではなくて、両方の先生方の、もしくは校長先生の意識というものが非常に大きいと思いますので、小中連携、その辺をしっかりと今後も取り組んでいただきたいというふうに思います。もちろん、これだけによらず、さまざまな取り組みが必要になってくるかと思しますので、教育委員会のみならず、PTA、それから地域、こういったところと連携をさらに強化していただいて、早期改善を目指して取り組んでいただきたいなというふうに申し上げます、（2）の質問に移ってまいります。

それでは、（2）学力の向上についてであります。ことしも9月末から10月上旬にかけて、2016年度学力テストの結果が、新聞やテレビなどで報道され、平均を超えたか超えないか、こういった表現が多く目立ち、いかにも平均を目指せ

ばいいんじゃないかと、そういったような内容の報道に私も非常に違和感を感じた次第です。むしろ、この差が何から来ているんだということを、ここの問題を的確に捉えない限りは、個の教育、学力の差というのは埋まっていけないのではないかなと思います。

そういった中で、本町独自の教育改善を目指すべきではないかなというふうに考えまして、以下の質問をしてみたいと思います。

まず、①学力テストの結果をどのように認識しているのか、ご所見をお伺いしたいと思います。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 今年度の4月に実施されました、宮城県のも4月だったんですけども、全国学力学習状況調査について、本町の状況を申し上げますと、国語につきましては、全国または県の平均を上回ったのは小中学校1校ずつであります。算数、数学については小学校の半数の3校が県平均を上回っていると。残念ながら、中学校は全て平均以下とこういう状況であります。

次に、宮城県学力学習状況調査でございますが、国語については小学校2校、中学校1校が県平均を上回っております。算数、数学については残念ながら、小学校は全て平均以下、しかし中学校は半数の2校が平均以上となっております。それで、基礎分野と応用分野と2つに分かれているわけですけども、基礎と応用に分けると、いずれも4校中3校が中学校では平均を上回っていると。英語につきましては、2校が県平均を上回っていると。基礎と応用を分けますと、基礎で2校、応用で3校が中学校では平均を上回っていると。相対的に申しますと、全国学力調査のほうは、まだまだ課題が多いかなと思っておりますけれども、県の学力調査につきましては、去年は全ての項目において、本町は平均以下だったんです。それを考えますと、基礎、応用の各項目のほぼ半数が県の平均を上回ったと、今年度は上回ったということで、改善が少しずつ見られてきているのかなというふうに認識しているところでございます。以上です。

議長（佐藤 實君） 渡邊重益議員。

2番（渡邊重益君） この学力問題というのは、もちろん学力向上ですか、一概に点数を評価といいますか、一概に点数がどうのこうの言えるものではないと思います。当然、その年の学年ごとの特徴とかいろんな問題の要素もあると思いますので、

ただ常々教育長もまちづくりは人づくり、人づくりは教育にありということで、いい先生方をどんどん呼んでくるという努力をしていきますというお話でありました。ただ、実は2017年度、これは政令指定都市である仙台市が教職員の人事制度、政令市にも移されまして、今現在仙台市はそれだけでなくも県の平均よりも上回っている、ましてや生活環境、地下鉄、バスいろんな交通環境も整っている、先生にしてみればやっぱり生活環境のいいところで教壇に立ちたい、そういった思いもあるんじゃないかなというふうに思うところでありまして、こういったところも非常にまた格差が生まれていくんじゃないかなと懸念も確かにあると私は思っておりますが、将来、例えば秋田県を例にとりますと、義務教育、全国でも先進地として、いろんな地域から視察がありますけれども、実は大学に進学する率というのは、全国でも37位であります。宮城県は26位、それでも真ん中ぐらいなんですけれども。義務教育の中で学力というものが、将来的には必ずしも進学率につながっているというわけではないということも含めると、学力だけに特化するわけでもなく、この町の教育をどういった方向でどういった将来の亶理町を担う子供たちの教育行政をつくっていくのか、こういった問題というのはいつ何時も皆さんがともに考えていかなくちゃいけない命題なのかなというふうに思っているわけです。

そこで、今の状況、結果を踏まえまして、今後どのように生かしていくのか、②の質問に移りますけれども、今後の取り組みにどう生かしていくのか、その辺のご所見をお伺いしたいと思います。

議 長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） それでは、今後の取り組みでございますけれども、さっきの質問にも申し上げましたように、宮城県の学力調査では大きな改善が見られたのかなど。ただ残念ながら、全国的にはまだまだ課題があると考えております。したがって、やはり1つは教員の資質の向上という観点、もう一つは家庭の教育力の向上というふうな観点から、次のような施策を行っていきたいというふうに考えております。

まず、教員の資質の向上ですけれども、1番目に学力向上サポート事業というのが県の事業であります。本町でも取り上げているんですけれども、これの活用ということで、本町の指導主事、昨年から配置しましたけれども、そのほかに教育

事務所、総合教育センター等の指導主事、それから指導力に優れたマンパワー、いわゆる指導教員を活用して、指導力向上を図っていききたいというふうに思っています。この学力向上サポート事業というのは、最低でも年3回授業研究をやることになっており、その際指導主事が来る。そこで、授業力について、いろいろ指導助言していただくと。今年度は、小学校3校、中学校2校の5校で実施しております。

2番目は、指導主事学校訪問の継続、これは市教委が要請するものであります。県の教育委員会ですね。うちは仙台管内ですので、仙台教育事務所の指導主事等に各学校に訪問していただきまして、全員が授業を実践し見てもらう。余計なことかもしれませんが、仙台市ではこういう全員というのは、人数も多いからやっていないという話も聞いています。代表選手というのは聞いていますけれども。郡部では全ての教員が指導案をしっかりと書いて、そして授業を実践し、指導助言をいただいていると。こういうのを来年度以降も継続していききたいというふうに思っています。

3番目には、各種研修会の積極的な活用と、校内研修の充実を図っていききたいと。具体的には総合教育センター、美田園にありますよね。総合教育センター等が主催する研修会への積極的な参加を奨励し、促していききたいと。それから、研究主任とか研修参加者を中心にして、受講してきたことを必ず学校に戻ったらほかの先生方に伝講してもらう。自分の財産にするなということ。全職員で受講してきた研修内容を学校に帰ってきたら、それを伝えて共通理解を図っていくと。そういうふうなことをやらせたいし、それをもとに学校内での校内研修を充実させるべきだと。校内研修の充実が一番いいんです。指導法を改善するには校内研修なんですよ。外部に行って、大学の先生の話聞いたって、それほどあれなんです。自分でやっぱり実践するという事なんです。

次に、家庭の教育力向上についてですけれども、学力の確かな定着や向上は、家庭の協力がなければ、まず無理であります。先ほども言いましたように、学習習慣の定着というのは、学校だけではできません。家庭の協力がなければ学習習慣の定着なんてできないんですよ。そういうふうなことで、今現在、学校の研究主任、それから本教育委員会の指導主事を中心に、家庭学習のポイントをまとめた町内共通の家庭学習の手引を作成して、3学期の中ごろには完成して配布するつ

もりでおります。それがクリアファイルで作成されておりますので、子供たちは常にそれを見て、家庭できょうはこういうのをやればいいんだなど、あとそれを親にも見てもらって、声がけをしてもらおうと。そういうふうにして、学習習慣の意識を定着させていきたいというふうに思っています。

そのほかに、放課後や長期休業中に、教員のOB、それから地域のボランティア、さらには大学生の協力を得ながら、学習支援を行っている学び支援事業を継続していきたいと。この冬休み、亘理中学校で学習教室を3回やります。これ大学生のボランティアを今募っているところであります。そういうふうにして、長期休業中を利用して、学習機会をふやしていきたいと。

それから、学力調査に入っておりませんが、理科離れ、きのうの新聞にも出ていましたね。いわゆる科学的な思考力が日本は4位から7位か8位に下がったと。そういうふうなことで、やはり理系に対する興味関心を喚起するために、例年二、三校なんですけれども、理科特別授業を継続して、できればもっともっとそういう機会をふやしていきたいと、理科に興味関心をもっともって持たせていきたいなというふうに思っています。今は理科離れということで、理科を嫌う子供が非常にふえているんですね。つまり、理科に特化したような本も読まないという傾向が非常に強いものですから、その辺も学校図書館なんかを利用しながら、理科のおもしろさ、楽しさというものをぜひ取り組んでいきたいものだなというふうに思います。以上です。

議長（佐藤 實君） 渡邊重益議員。

2 番（渡邊重益君） ちょっと私の残りの時間もわずかとなってまいりましたので、最後に申し上げたいと思いますけれども、教育長の今のご答弁、教員の資質向上、それから家庭の教育力の向上、この二本立ての観点から、進めていくということでありました。いろんな施策がある中で、私も1年半前、ちょうど26年の6月定例会で、指導主事の件について取り上げまして、一般質問させていただきました。そのときは、配置の期間が2年間ということになりますので、今年度がその期限のかなというふうに思っております。教育長の答弁からは、非常に指導主事の存在の大きさというのが今回宮城県の調査の中で改善された点数との因果関係というのが、非常にこれは検証できるものではないんですけれども、私はその指導主事の存在というものが非常に大きいものだというふうに思っております。

ゆえに、あとこれは単費で配置しているものですがけれども、ぜひ28年度以降、来年、29年度以降も何とか指導主事というものを配置していくべきではないかと思えますけれども、その点教育長いかがお考えでしょうか。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 今議員からもお話しされましたように、学校訪問の指導主事、本教育委員会の指導主事も必ず町内10校訪問して、指導助言に当たっています。したがって、町内の子供たちの様子、先生方の力量はわかっているわけで、それで今後改善策なんかを指導助言しているわけですので、今後もこの行為は非常に大きいものですから、継続していきたいというふうに思っています。以上です。

議長（佐藤 實君） 渡邊重益議員。

2 番（渡邊重益君） 今の教育長の答弁から、継続していくという力強いお言葉をいただきまして、本当に安心しました。家庭の教育力の向上ということで、私も親の1人として、家庭内での取り組み、もしくは3月ごろに配られる資料を見ながら、教育部分にしっかり注視していく必要があると思えますけれども、ただ、近年働き方が多様化しているということで、核家族もふえていると。そんな中で家庭だけということではないと思えますし、これは地域と家庭と学校と、この3者がしっかりとスクラムを組んで、町内いかなるところでも教育行政、教育の施策について話題が上がるような環境づくり、こういったものを今回の総合教育会議にも、広報にも載ってございましたけれども、政治の場に議題として上がりまして、これを意見が一致するポイントを見つけ出していき、そして進むべき共通認識をつくるのが重要であることを申し上げまして、私の一般質問を終わりたいと思いません。

議長（佐藤 實君） これをもって渡邊重益議員の質問を終結いたします。

この際、暫時休憩をいたします。

再開は午後2時といたします。休憩。

午後1時52分 休憩

午後1時59分 再開

議長（佐藤 實君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、7番、安藤美重子議員、登壇。

〔7番 安藤美重子君 登壇〕

7 番（安藤美重子君） 7 番、安藤美重子です。

私は、今回バイオマスエネルギーの事業化についてと、まちづくり協議会についての2問質問をさせていただきます。

まず、1問目ですけれども、バイオマスエネルギーの事業化についてです。この事業化については、震災後から亘理町とかかわりのある元気な日本をつくる会のところから旧のいちご団地の利活用であったり、牧草栽培によりまして雇用が創出される。また、わたり温泉への排熱の利用など、いろんなメリットがあるということで、バイオマス発電が提案されたというふうに伺っておりました。

平成24年には、役場庁舎内でも副班長さんクラスでプロジェクトを立ち上げたりして、取り組みを推進しておりました。また、25年度には被災農地におきまして、牧草の試験栽培なども行っております。

このことについては、一般質問でも何回か質問がなされております。そしてまた、私が前の議会のときの総務常任委員会に属しておりましたときには、このテーマをもとにいたしまして、新潟県の村上市に視察に行きまして、ここは株式会社開成というところで、瀬波バイオマスエネルギープラントというところを視察してまいりました。

2年ちょっと前のことでしたので、ちょっと所管事務調査報告を読ませていただきたいと思います。バイオマス発電事業は、維持管理費が少なく、発電の副産物である排熱や液肥の有効活用が可能な循環型発電事業である。調査先での説明では、原材料として牧草は大変効率がよいということであった。吉田東部の牧草の試験栽培箇所では、液肥の効果を確認しており、栽培地として農地の有効活用が期待できる。あわせて町内の家庭や、給食センター、事業所から出る食品残渣の活用は、清掃センターに搬入するごみの減量化にもつながる。当町での事業化に当たっては、副産物となる排熱、液肥の活用が重要である。新たな産業誘致や地元雇用創出の手段ともなり得るため、バイオマス発電を核に、引き続き総合的に検討されたいというような委員会の所見も報告いたしました。

あれから、ちょうど2年半ぐらいになりますけれども、そのバイオマス事業化について、その後どのような状況になっているのか、お伺いいたします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 亘理町におきましては、東日本大震災後、わたり温泉鳥の海の再生

に向けまして、元気な日本をつくる会の協力を得まして、課題解決のための分析と施策の検討を行ってまいりましたが、わたり温泉島の海単独での問題解決は難しいとの判断に至りまして、荒浜周辺地域の開発及び活性化を踏まえて、施策を検討した結果、産業創出と地域活性化が期待できるバイオマス発電事業に至ったところでございます。

平成25年の9月定例会におきまして、バイオマス発電事業調査業務委託料を上程させていただき、バイオマス発電事業の問題解決といたしまして、メタン発電の分析、事業の実現可能性に向けた検討を行うとともに、原料調達量及び予備原料の供給先等を調査したところでございます。

牧草の実証実験の結果につきましては、試験栽培地4カ所において、試験栽培面積の約50%で発芽し、牧草の背丈が約1メートルほど生育したことを観測しており、牧草の栽培が可能であることを確認しております。また、亘理農業改良普及センターにおいて、土壌分析をしていただいたところ、土壌中に存在している肥料分の含有傾向が低いとの結果が出ており、栽培を行う上では施肥することが必要であることが、結果として出ております。

ご質問の現在の状況でございますけれども、調査事業等の内容を踏まえながら、具体的な試験運用準備段階へと移行しております。具体的な内容といたしましては、中小企業庁による商業、サービス競争力強化連携支援事業を活用いたしまして、投入量が日量2トンのコンテナ型バイオマス発電システムを導入いたしまして、亘理中央地区工業団地内の一部を貸与いたしまして、実証実験のための準備を進めているところであります。

現在、破砕機及び25キロワットの発電機の設置を調整しておりますが、その他の設備につきましては、テスト運転が完了しており、機器の調整がつき次第、一連の試運転を行いまして、本格稼働へ移行する予定となっております。なお、原料につきましては、カット野菜の残渣を中心に投入しており、本町の学校給食センターからの残渣、町内の食品製造メーカーの残渣を投入して、燃焼可能濃度のメタンガスが発生することを確認しております。

今後も、地域から排出される有機系廃棄物を利用していく予定となっております。また、発電機の排熱を温水にして活用して、野菜を生産する仕組みでありますコンテナ型植物工場の設置についても、調整中ではございますけれども、今後実証

実験を進めてまいります。

荒浜地区土地利用計画でもお示ししておりますゾーニングにつきましては、引き続き事業者と検討を進めているところでございます。

議長（佐藤 實君） 安藤美重子議員。

7 番（安藤美重子君） 今現在工業団地のところの一画で実験をしているということでございました。これは補助金を使いましてということなんですけれども、どれくらいの金額で、全額補助金なんですかね。町からの持ち出しとかということはないのですかね。

議長（佐藤 實君） 企画班長。

企画財政課企画班長（宍戸和博君） 先ほど町長の答弁にもございました中小企業庁によります商業サービス競争力強化連携支援事業につきましては、町が補助を受けるのではなくて、元気な日本をつくる会の連携会社でございますサステイナブルエネルギー開発株式会社のほうで、国のほうから補助を受けて今実証実験をしている最中でございます。以上です。

議長（佐藤 實君） 安藤美重子議員。

7 番（安藤美重子君） 費用については、直接補助を受けているということなんですけれども、そういたしますとうちの町で協力していることというのは、どういうことがなされているのですかね。土地の貸し出しとか、何かそういうことですか。

議長（佐藤 實君） 企画班長。

企画財政課企画班長（宍戸和博君） 議員おっしゃるとおり、工業団地一画、面積については1,000平米ほどを貸し出しをしております。以上です。

議長（佐藤 實君） 安藤美重子議員。

7 番（安藤美重子君） この実証実験が成功したときには、町としてはどういう企業の方々に対して、どういう資金提供というのでしょうかね。その企業に対してどのような支援をこれからしていくのか、具体的なことですね。いずれはその荒浜のところの土地に貸し出しをしますよとか、何かそういうような具体的な支援の方法について、わかっているところでお示してください。

議長（佐藤 實君） 企画班長。

企画財政課企画班長（宍戸和博君） 今後の町の支援につきましては、荒浜の災害危険区域内のほうに、荒浜隈崎地内のほうに敷地約2万平米を設けておりますので、そち

らのほうの貸し出しということになりますけれども、具体的に詳細については、まだ検討しておる最中でございます。以上です。

議長（佐藤 實君） 安藤美重子議員。

7 番（安藤美重子君） 先ほど伺ったところによりますと、カット野菜の残渣であるとか、そういうものを原材料として使っているということでしたけれども、亘理町の給食センターにおける食物残渣であるとか、それから町内の事業者さんから排出される食物残渣とか、そういうものも使っているということですか。

議長（佐藤 實君） 企画班長。

企画財政課企画班長（宍戸和博君） 町長の答弁にもございましたとおり、給食センターの残渣、あと町内の食品加工会社から出る残渣、あと仙台市内にあります会社の残渣等を用いて、今メタンガスの発酵に使用しています。以上です。

議長（佐藤 實君） 安藤美重子議員。

7 番（安藤美重子君） そういたしますと、2年、3年前くらいの牧草の実証実験の結果、追肥をしなければちょっと生育に問題があるのかなというような結果も出ていたようですけれども、牧草の件については、今後どのようになさるおつもりでしょうか。

議長（佐藤 實君） 企画班長。

企画財政課企画班長（宍戸和博君） 牧草と食物の残渣を併用して、今検証している段階でございます。

議長（佐藤 實君） 安藤美重子議員。

7 番（安藤美重子君） この事業については、先ほどいろんなメリットみたいなものを申し述べたんですけれども、町としては我が町にとってはこういうことのメリットがあるので、ぜひ推奨していきたいという、大きなメリットみたいなものをどのようにお考えになっているのか、伺いたいと思います。

議長（佐藤 實君） 企画班長。

企画財政課企画班長（宍戸和博君） 町としてのメリットというか、バイオマス発電の長所につきましては、議員ご承知の上だと思いますけれども、再生可能エネルギーであるという点、あるいはカーボンニュートラルという考えで温室効果ガスを排出しないとみなすことができる点などが上げられるかと思えます。以上です。

議長（佐藤 實君） 安藤美重子議員。

7 番（安藤美重子君）　そうですね。あとは生ごみの処理量が減ることによって、亘名衛生さんのほうに支払われる金額も若干は減るのではないかなということ、結構町にとってはいいメリットのほうがデメリットよりはあるのではないかなと思いまして、私も事業の推進には賛同しておりますので、ぜひこれからも進めていただきたいと思っっているんですけども、ただこの事業所が設置されたところで、匂いであるとか、騒音はないと思いますけれども、そういうデメリット的なものが発生する可能性については何か不安材料みたいなものはないでしょうかね。

議 長（佐藤 實君）　企画班長。

企画財政課企画班長（宍戸和博君）　今現在工業団地1,000平米の中で、コンテナ式を使用しまして、試験的に運転しております。私も夏の暑い時期、匂いかなりするんだらうというふうなことで予測して、何日か出向きました。コンテナ閉鎖している中で、実証実験しているものですから、外部への匂いの流出というんですかね、そういうものは確認されませんでした。コンテナの入り口付近にも鼻を物すごく近づけて、匂いかいだときは、多少の匂いはした経緯がございます。以上です。

議 長（佐藤 實君）　安藤美重子議員。

7 番（安藤美重子君）　私が村上市のほうに行ったときには、あそこのプラントから出た排熱ですかね、その排熱を利用して隣にありますハウス栽培の暖房に使ってあったんですけども、先ほどのお話ですと、野菜工場ですか、これのほうにも使うということのようですけども、荒浜の災害の元地のところに行ったときの青写真真的なものというのは、もう示されているのですか。

議 長（佐藤 實君）　企画班長。

企画財政課企画班長（宍戸和博君）　具体的な青写真につきましては、まだ示されておませんが、今計画の段階では発電の際に排出される熱を利用した野菜工場なんかを併設する旨検討していると。その野菜工場では、つま取りができる体験型の工場にしたいというふうな検討もあわせて行っているようでございます。以上です。

議 長（佐藤 實君）　安藤美重子議員。

7 番（安藤美重子君）　将来的には荒浜のところに移られるんだと思うんですけども、あそこは陸上競技場だとか、それから野球場であるとか、そういう施設と一緒になるわけですので、一番は匂い対策があれば問題なのかなということのをちょっと案じておりましたので、この質問になりました。

私は、先ほどもお話ししましたとおり、委員会報告で賛同をいたしますので、ぜひ進めていったほうが良いという意見でございますので、1問目の質問はこれで終わりにします。

2問目の質問です。まちづくり協議会についてであります。ご存じのとおり、まちづくり協議会は、吉田西部まちづくり協議会が平成22年10月に設立されまして、12月には吉田東部、それから荒浜地区、翌23年7月には逢隈地区、8月には亘理地区でそれぞれ5つの協議会が設立されまして、早いところではもう丸6年を経過しているというところでございます。設立のときから、補助金をいただくということで一番最初のときはふるさと雇用再生特別基金事業という形になっておりましたが、震災後は震災等緊急雇用対策事業の補助金、国の100%の補助金をいただいて、このまちづくり協議会が運営されてきたところでございます。

このまちづくり協議会につきましても、何度か一般質問がなされておまして、補助金が切れたときはどうするんだというようなことも何回か質問されております。そのたびごとに、町長は補助金が終了した時点で町の一般会計から補助をして存続をさせていくというようなお話をなされておりました。お話によりますと、29年度はもう補助金がなくなるのではないかというようなことがうわさされておりますけれども、まず補助金がなくなるのかどうか、なくなった場合は一般会計からの予算執行ということでよろしいのかどうか、お伺いいたします。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） ことしの3月の定例会において、議員の皆様よりご理解、ご承認をいただきましてスタートいたしました第5次亘理町総合発展計画において、地域協働のまちづくりを、本町のまちづくりの根幹として考えております。その主体となり得る各地区のまちづくり協議会につきましては、地域住民の自発的で自主的な活動を促進する協働の担い手であり、地域協働のまちづくりの推進にとって、今後も重要な役割を担う団体でもあります。

ご質問のとおり、これまで各まちづくり協議会の財源としてきた緊急雇用創出事業が今年度で終了の見込みとなっておりますが、平成27年6月定例会の一般質問において回答しましたとおり、国、県等の補助事業の有無を確認し、補助事業がない場合につきましては、町単費での予算措置とするとの考えに現在も変わっておりません。なお、各地区のまちづくり協議会においては地域課題の解決や、地

域特性を生かした取り組みを行うため策定した5カ年の地区計画がございますので、その計画に基づいた取り組みを財政的にも運営的にも支援してまいりたいと考えております。そして、より多くの住民の方々が住みたくなる、住んでよかったと思うことができるまちとなりますよう、また協働のまちづくりが町の総意となるよう、推進してまいりたいというふうに思っております。

議長（佐藤 實君） 安藤美重子議員。

7 番（安藤美重子君） そういたしますと、29年度からは町単独の予算を使うということで、よろしいのですか。

議長（佐藤 實君） 企画班長。

企画財政課企画班長（宍戸和博君） そのとおりでございます。

議長（佐藤 實君） 安藤美重子議員。

7 番（安藤美重子君） 今までは補助事業を活用して土台づくりということで行ってまいりました。ですけれども、全部が町の一般会計からの持ち出しとなりますと、やはり町民の方々の目も若干厳しくなるのではないかなと思うわけなんです。そういったしましたらば、何か独自に収入を得るような方法とかということで、考えていかなければいけないのかなという、そういう立場になってきているのかなということも考えられるんですけれども、とりあえず、29年度は今までの積み上げ式の予算要求と同等のものであるということで、確認させていただいていいですか。今までのこの事業については幾ら必要だからということでの積み上げ式の予算要求がそのまま通るといようなことで、よろしいですか。

議長（佐藤 實君） 企画班長。

企画財政課企画班長（宍戸和博君） 来年度、平成29年度の予算につきましては、各まちづくり協議会5団体のほうに私のほうから10月中旬に新年度の予算計上方法ということで、説明をさせていただいております。内容につきましては、各事業の積算につきましては、事業費の内訳を実績等から単価、必要数等に基づき、詳細で適正な積算を行ってくださいというふうなことでお願いしております。また、人件費につきましては、今年度と同額での積算にて予算作成に努めていただくようお願いを申し上げます。以上です。

議長（佐藤 實君） 安藤美重子議員。

7 番（安藤美重子君） そうだと、29年度は今までどおりの運営ができるんだなと思いま

すけれども、前回の補助金のおきですと、人件費の割合が2分の1以上でなければいけないというよな縛りがありましたんですけれども、今度はそういうことは一切なくなるわけですよ。ということは、要望によっては人数がふえたりとかというよなことも考えられるわけですかね。

議 長（佐藤 實君） 企画班長。

企画財政課企画班長（宍戸和博君） その事業内容、膨大な事業を実施していく上では、人件費がかさむ可能性がございますけれども、現在5地区のほうからいただいている資料によりますと、来年度平成29年度につきましては、同等の金額になっています。なお、来週から1地区ごとまちづくり協議会ごと、予算のヒアリングを実施して、その辺の精査を行いたいというふうなことで、考えております。以上です。

議 長（佐藤 實君） 安藤美重子議員。

7 番（安藤美重子君） 町の予算を今度は使うよになるわけですからなんですけれども、ちょっと私が伺ったところによりますと、就業規則というんですかね、いろんな朝の8時45分から5時15分までとか、それから始業時間、就業時間、給料体制、時給幾らとか、それから有給休暇とか、服務規程とかいろんなものについては、この5つの協議会が全部同じ内容だと私は思っておったんですけれども、何かちょっとその中に忌引きがここの事業所ではあるけれども、こちらの協議会ではないとか、微妙にちょっと服務規程が違っているよな話をちらっと伺ったんですけれども、そういうことは実際あったんですかね。全部同じに統一されておりますか。

議 長（佐藤 實君） 企画班長。

企画財政課企画班長（宍戸和博君） 担当課といたしましては、統一なされているものと認識しております。

議 長（佐藤 實君） 安藤美重子議員。

7 番（安藤美重子君） 5つの協議会は一応町が積極的にかかわって、もちろん地元地区住民の方々からの協力ももちろんですけれども、ある程度町が主導的に立ち上げたところもありますので、大枠のところ、賃金体系であったりとか、服務規程であったりとか、大枠のところは5つの協議会全てが同じでなければいけないんじゃないかと思っておったものですから、ちょっとこのことについて伺いました。

それでなんですけれども、よく一般質問の中でもまちづくり協議会という話になってきますと、いずれは指定管理のところもある程度含んでというような回答がよくなされておりました。これからの運営についてもとても大事なことなので、まちづくり協議会ができる指定管理の施設であったりとか、いつからやり始めるとかということは今までも明言はされておられませんけれども、どのくらい進んでいるものなのか。一応施設だけはここまで上げましたとか、そういう具体的にわかるところをお示ししていただきたいと思います。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 指定管理については、先ほど申したとおりで、まちづくり協議会には指定管理その他はまだやっていませんし、先ほど教育長のほうから例えば公民館事業についても、これはやっぱり精査しながらいくということで、まだそこまで至っていないということで。ただ先ほど教育長の答弁にあったように、体育館なりそういったものについては、できるだけ早くできる可能性があるかなと私自身も思っております。

議長（佐藤 實君） 安藤美重子議員。

7 番（安藤美重子君） それで、もう早いところでは6年を経過しているわけです。ですから、そろそろ具体的なものを、こことか、こことかというのをある程度示していかないと、そこで働いている方たちもこれからどうなるんだろうかというような不安もずっと持ち続けなければいけないですし、私はある程度のところはお示ししなければいけない段階に来ているのではないかなと思うわけなんですけれども、全然何もないわけではないのでしょう、ある程度はもくろみとしてはあるのではないのですか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 指定管理については、先ほど言いましたように、まだまちづくり協議会に具体的にどうするということまで決めておりません。ただ、先ほど言いましたように、それぞれの地域が計画を立てていますから、まずその事業をやっていくということが先になってこようかと思えます。

それから、そこで働いている方々もさることながら、一番大事なのはやっぱり住民の方々、お一人お一人住民の方々、ご自分の時間をいかに地域に提供できるかというのが1つ、この事業のポイントになってこようかと思えます。ですから、

そういった仕掛けをまずやらないと、なかなか大変だと思います。

そういった中で、先ほど出た公民館事業については、ソフト面なわけですが、そういった面も中身を精査して、できるものは前から言われているように、まちづくり協議会で移管できるものは移管すべきだろうと思いますけれども、先ほど言った今すぐというふうには、なかなかやっぱり難しい部分もあるようでございます。これはやっぱり慎重に検討させてもらいたいと思います。ただ、まちづくり協議会につきましては、今後とも行政というのはやっぱりそのままにしていますと、例えば亘理町の場合も、どんどんふやしますと際限なくいくのが行政の1つの法則でございます。ですから、どうしてもやっぱり小さい行政というのが今後とも財政の規律の中でも必要になってきますし、そういった中でまちづくり協議会というのは非常に大きな役割が出ると思います。特に、これからのインフラ整備も、先ほど例えば学校の修繕にしても、それから住宅にしても、道路にしても、これからの我々のやる仕事というのは非常に財政的に難しいところがあるいろいろな出てくるんじゃないかなと。そういう面でも、これからは今まで以上に一人一人の町民の方々がやっぱり自分の地域にかかわっていくということが非常に大事だと思います。

そういった観点からも今回の事業ということでもあります。ですから、若干やっぱり時間は、これは慎重に進めさせていただきたいというふうに思っております。

議長（佐藤 實君） 安藤美重子議員。

7 番（安藤美重子君） もう一つ、運営のことについて、ちょっと私から提案だったんですけども、今5つの協議会ではそれぞれご自分たちの給料計算から、全てを賄っているわけなんですけれども、一般的な庶務的なこと、それぞれの協議会で共通で行われるようなことなどは1カ所で全部やって、5つの協議会が1つの支所みたいな形で、その上に1つ本部みたいなところでここで庶務的なこと、総務的なことを賄うというような形にすれば、それぞれの職員の方々の事務量が少し軽減されて、これからどんどんふえるであろう地区の事業のほうに時間を費やすことができるんじゃないかと。結構いいメリットがあるんじゃないかなと私は思うんです。

それとあわせて、今現在3人の方が狭くないところもありますけれども、3人の方々があそこの中でずっと昇級もボーナスも何もないところで、同じ給料でずっ

というというのは、なかなか不満も出てきますし、いろんなことがあるので、本部のほうで管理をしていて、時々それぞれのところに異動とかということがあれば、それぞれの協議会そのものも若干の風通しがよくなったりとか、新たな仕事のやり方とかということもできるので、いいんじゃないかなというふうに私は考えておったんですけれども、そういうような考え方というのはお持ちではないですか。

議長（佐藤 實君） 企画班長。

企画財政課企画班長（宍戸和博君） ただいまの議員のご提案を1つの検討材料にしながら、5地区で構成しております連絡会議等ございますので、それらの席上で議題として取り上げて、検討していきたいということで考えています。以上です。

議長（佐藤 實君） 安藤美重子議員。

7 番（安藤美重子君） 地区計画ですね、それぞれの地区でつくっていますので、私はほかの地区のはちょっと見せてもらっていないんですけれども、自分のところの地区計画は見ていますね。それで、その中ではなかなかまちづくり協議会だけでできるのかなと思うようなことが載っているわけですよ。例えば、吉田西部のところだと住民助け合いのシステム構築、地域住民がお互いに助け合う、買い物とか通院のときにネットワークのシステムを構築して、お互いに買い物をするときのお手伝いをするとか、通院するときにタクシードライバーみたいな形でやりたいとか、そういうことはまちづくり協議会で本当にできるものなのかしらと、いつも疑問に思うんですけれども、こういうことに対してのアドバイスとかは町ではどのように行っているんですか。

議長（佐藤 實君） 企画班長。

企画財政課企画班長（宍戸和博君） いろんな取り組み事例が全国にございますので、重立った取り組み事例につきましては、こういう事例がありますよというふうなことで、事務局サイドのほうから各地区まちづくり協議会のほうに情報を提供したり、それについて具体的に踏み込んだ議論はなされていないんですけれども、いろんな取り組み事例につきましては、随時提供しております。以上です。

議長（佐藤 實君） 安藤美重子議員。

7 番（安藤美重子君） まちづくり協議会のほうでもこの5カ年の地区計画に沿って、これからも事業を進めていくということではあります。ただ、補助金は今までの国

からの補助金じゃなくて、町の一般会計からの補助ということになりますと、町民の方々からの目も結構厳しくなりますし、今まで以上に事業が、この事業でいいのかとか、すばらしいという意見もちろんありますし、何かもう少しというふうに厳しい意見も出てくるのが常ではないかなと思うんです。

でも、まちづくり協議会はこれから絶対必要な協議会でありますので、これをずっと継続してやっていただかなければいけない事業です。ですから、何とか町としても協議会の大枠、外れない1つのたがみみたいなものをしっかり持って、この中では自由に計画をしてくださいとか、そういうような枠組みみたいなものをしっかり持っていかないと、どんどん外れていったりするようで、うんと心配なのです。何とか専門にまちづくり協議会にアドバイスできるような専従の担当者を設けていただきたいなと思いますけれども、そういうお考えはありませんか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 確かに、専従の担当者そのとおりでと思いますけれども、なかなか議員おわかりのとおり、このようにほかからの派遣職員、任期付き職員ということでやっています。まちづくりの重要性については冒頭言ったように、総合発展計画の中でも重要課題として位置づけられているわけです。ですから、吉田西部が一番早くて、今事務局に確認したら6年ぐらいになりますかね、22年からということになります。やっぱり経過した中で、議員おっしゃるように、道筋をしっかりとつけていかないとだめだということで、これについては早急にまとめていきたいなど。人の問題も含めまして、そのように思います。

議長（佐藤 實君） 安藤美重子議員。

7 番（安藤美重子君） 質問を終わります。

議長（佐藤 實君） これをもって安藤美重子議員の質問を終結いたします。

以上で一般質問を終了いたします。

本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後2時38分 散会

上記会議の経過は、事務局長 渡 辺 壮 一の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

亘 理 町 議 会 議 長 佐 藤 實

署 名 議 員 鈴 木 邦 昭

署 名 議 員 木 村 満